

総務教育常任委員会資料

(平成30年5月21日)

【件名】

- ・ 平成31年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項について
(教育人材開発課) 1
- ・ 鳥取県立美術館整備基本計画案について(博物館) 3
- ・ 平成30年度第1回鳥取県立博物館協議会の概要について(博物館) 4
- ・ 企画展 伯耆国「大山開山1300年祭」 大いなる神仏の山 大山
—その歴史と民俗— の開催について(博物館) 36
- ・ 平成29年度学校給食における県内産食材の使用状況及び取組について
(体育保健課) 37

教育委員会

平成31年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項について

平成30年5月21日
教育人材開発課

項 目	平成31年度選考試験	平成30年度選考試験
実施要項等の交付及び出願期間	平成30年5月2日(水)から 平成30年5月23日(水)まで 持参・郵送 ※平成30年5月18日(金)まで 電子申請	平成29年5月11日(木)から 平成29年6月1日(木)まで
試 験 期 日	〔一次試験〕 平成30年7月7日(土)・8日(日) 〔二次試験〕 小・中・特別支援学校教諭・養護教諭 平成30年9月3日(月)～6日(木) 高等学校教諭 平成30年9月7日(金)・8日(土)	〔一次試験〕 平成29年7月15日(土)・16日(日) 〔二次試験〕 小・中・特別支援学校教諭・養護教諭 平成29年9月11日(月)～14日(木) 高等学校教諭 平成29年9月15日(金)・16日(土)
試 験 会 場	鳥取市立湖東中学校 鳥取県立鳥取商業高校 鳥取県教育センター 鳥取県立鳥取西高校 ※必要教室数確保のため受験会場増	鳥取県立鳥取湖陵高校 鳥取県立鳥取商業高校 鳥取県教育センター
受 験 資 格 (年齢要件)	52歳未満 (平成31年4月1日現在)	50歳未満 (平成30年4月1日現在)
採用予定数	小学校教諭 95人程度 中学校教諭 50人程度 高等学校教諭 19人程度 特別支援学校教諭 30人程度 養護教諭 13人程度 計 207人程度	小学校教諭 85人程度 中学校教諭 44人程度 高等学校教諭 10人程度 特別支援学校教諭 20人程度 養護教諭 13人程度 計 172人程度
試 験 内 容	〔一次試験〕 (一日目) 筆記試験(一般教養、専門試験)、技能・実技試験、 <u>適性検査</u> (二日目) 場面指導、併願者の技能・実技試験 〔二次試験〕(予定) 個人面接、集団面接	〔一次試験〕 (一日目) 筆記試験(一般教職・教職教養、専門試験)、技能・実技試験、 <u>集団討議</u> (二日目) 集団面接、併願者の技能・実技試験 〔二次試験〕 個人面接、集団面接、 <u>模擬指導等</u> 、 <u>適性検査</u>
主 な 変 更 点	〔筆記試験・面接試験等〕 ○教職教養を専門試験へ含める出題形式 ・教職の専門性を担保しつつ試験内容をスリム化することで、受験者の負担を軽減し、受験者確保につなげるため ○一次試験で従前の集団討議及び集団面接を廃止し、場面指導を実施 ・即戦力となる者を見極める試験を一次試験に導入するとともに試験内容をスリム化することで、受験者の負担を軽減し、受験者確保につなげるため ○一次試験で適性検査を実施 ・二次試験で行う面接試験の参考資料とするため ○小学校教諭の専門試験をマークシート方式へ変更(従来は、記述式) ・小学校教諭としての専門性を担保しつつ試験内容をスリム化することで、受験者の負担を軽減し、受験者確保につなげるため ○鳥根県等との試験日程の調整 ・併願受験者の増加を図り、受験者確保につなげるため 〔特別選考(現職教諭)の試験内容等〕 ○他県での従事期間を3年以上から2年以上に短縮 ○一次試験は、適性検査に加え小・中・特・養は場面指導、高は専門試験を実施 ・校種別に教員としての適性を担保しつつ、受験者を確保するため 〔申請〕 ○電子申請を導入 ・出願の簡便化を図り、受験者の負担を軽減し、受験者を確保するため	〔加点〕 ○英語に関する上位資格保有者に対する加点の設定の追加 ・小学校外国語活動や今後の英語の教科化に対応するため ・中学校・高等学校教諭の実用英語技能検定準1級以上の受験者を確保するため 〔特別選考(現職教諭)の試験内容等〕 ○一次試験 ・小・中・特・養は面接試験のみ実施 ・高は専門試験を実施 ・適正検査は二次試験で実施

＜参考＞ その他の特別選考及び特例等

ア スポーツ・芸術の分野で秀でた者を対象とした選考

- ・平成20年4月1日以降（高等学校卒業後に限る）
- ・スポーツの分野において、国際的な大会（オリンピック、パラリンピック、ユニバーシアード大会、世界選手権大会、アジア大会、及びこれらと同等の国際的な規模の大会）に日本代表として出場した者若しくは全国的な大会（国民体育大会、全日選手権大会、全日本実業団選手権大会、全日本学生選手権大会、及びこれらと同等の全国的な規模の大会）でベスト4以上に入賞した者
- ・芸術の分野において、国際的又は全国的なコンクール、展覧会等で優秀な成績を収めた者

イ 身体に障がいのある者を対象とした選考

- ・身体障害者手帳の被交付者（1級～6級）
- ・障がいの程度に応じて一次試験の技能・実技試験の一部若しくは全部免除又は振替を行う
- ・各試験区分の採用予定数に含む
※採用予定数の内、小・中学校教諭3人程度、特別支援学校教諭2人程度

ウ 現職教諭を対象とした選考

- ・本県以外で2年以上教諭として勤務し、現在も志願する試験区分に勤務している者
- ・すべての試験区分
- ・小学校・中学校・特別支援学校教諭、養護教諭は、一次試験における一般教養試験、専門試験を免除（場面指導及び適性検査を実施）
- ・高等学校教諭は、一次試験における一般教養試験、場面指導を免除（専門試験及び適性検査を実施）
- ・各試験区分の採用予定数に含む

エ 普通免許状を有しない社会人実務経験者を対象とした選考

- ・教諭普通免許状を所有していないが、民間企業、官公庁（教育関係機関を除く）等に正職員として5年以上の実務経験を有する者
- ・高等学校教諭の農業、工業（機械）、工業（電気・電子）、工業（建築）、水産（食品）が対象試験区分
- ・対象試験区分の採用予定数に含む

オ 大学院進学希望者及び大学院修学継続希望者への特例

- ・平成31年度に国内の大学院に進学する者
→平成33年度採用候補者名簿に登載し、公立学校の教員として正式に採用
- ・平成30年度に国内の大学院（教職大学院を含む）で在学中の者
→修了予定年度により、平成32年度採用候補者名簿又は平成33年度採用候補者名簿に登載し、公立学校の教員として正式に採用
- ・各試験区分の採用予定数に含む

カ 英語に関する有資格者への加点

【小学校教諭、特別支援学校教諭】

①次の場合に第一次選考試験の筆記試験の合計点に、20点加点

- 実用英語技能検定準1級以上
- TOEFL iBT 80点以上 PBT550点以上
- TOEIC 730点以上

②次の場合に第一次選考試験の筆記試験の合計点に、10点加点

- TOEFL iBT 42点以上 PBT440点以上
- TOEIC 550点以上

※TOEFL iBT…インターネット形式で実施、120点満点

※TOEFL PBT…ペーパーテストで実施、スコア310～677

【中学校・高等学校教諭（英語）】

上記①の場合に第一次選考試験の筆記試験の合計点に、20点加点

キ 複数免許状所有者への加点

【小学校教諭、中学校教諭】

- ・小学校教諭志願者で中学校教諭普通免許状所有者又は中学校教諭志願者で小学校教諭普通免許状所有者に対して、第一次選考試験の筆記試験の合計点に10点加点
- ※免許状取得見込みの者は対象としない

鳥取県立美術館整備基本計画案について

平成30年5月21日
博 物 館

県立美術館の整備・運営手法について、5月14日に開催された「県有施設・資産有効活用戦略会議」で、民間の経営ノウハウや資金の活用によるPFI・BTO方式を導入することの検討結果が示されたことから、その結果を踏まえて、「鳥取県立美術館整備基本計画（案）」をとりまとめましたので報告します。

1 県有施設・資産有効活用戦略会議での検討結果

OBTO方式によるPFI手法の導入が有効であると考えられる。

- ・コストを抑制しつつ、建築デザインを重視できる方法を取り入れるとともに、県民とのコミュニケーションが図れる手法を検討する。
- ・管理部門（総務・施設管理等）については、民間企業に委ねる。
- ・学芸部門については、美術作品の収集、保存、調査・研究、展示、教育普及等を中心とする中核業務は県業務として引き続き実施することとし、周辺業務である広報・宣伝・賑わい創出機能等については、県と連携することを前提に民間企業に委ねる。

2 鳥取県美術館整備基本計画（案） 別冊のとおり

3 今後の予定

- ・PFI法に基づく実施方針、要求水準書の作成等、PFI事業者の公募・選定に向けたアドバイザー業務委託等の関連経費を6月補正編成の中で検討する。
- ・6月県議会での議論を踏まえ、「鳥取県立美術館整備基本計画」を策定する。

平成30年度第1回鳥取県立博物館協議会の概要について

平成30年5月21日
博 物 館

標記協議会を開催しましたので、その概要等を下記のとおり報告します。

記

- 1 日 時 平成30年5月11日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 鳥取県立博物館会議室
- 3 議 題
 - ・平成29年度及び平成30年度博物館事業について
 - ・鳥取県立博物館改修基本構想について
 - ・鳥取県立美術館整備の検討状況について など
- 4 主な意見
 - (1) 平成29年度及び平成30年度博物館事業について
 - ・イベントが土日に偏っているように見えるが、土日では参加できない方もいるので、平日開催も考えてはどうか。
 - 昨年度はプレミアムフライデーに合わせたイベントを行うなど工夫もしている。また、木曜日の午前中は小さなお子様づれの親子向けの取組（一緒にみてみて、もくようび。）など、平日ならではの取組も行っている。
 - ・事業や調査研究に併せて、収集資料・作品などに関する説明があると良い。対外的にもアピールすることもできる。
 - 大切な視点であり、改めて説明の機会を設けるなどしたい。
 - ・美術部門の学芸員派遣は、特定の学校に偏っているのはなぜか。
 - 公開授業を行うエキスパート教員等、熱心な教員がいる学校との連携を重視したことによるもの。最近では、教科の研究会や学校長会の場などを通じて活用の紹介などに努めている。
 - ・学芸員派遣を受けた学校は、公開授業時に博物館と連携した図工の授業を公開しておられ、魅力的な内容で、いい試みだと思った。また、小学校教育研究会の図工部会で博物館から小学校の先生に対して鑑賞の仕方のポイントについて説明があり、ありがたかった。
 - (2) 鳥取県立博物館改修基本構想について
 - ・以前からの課題ではあるが駐車場不足への対応はどう考えているのか。
 - 博物館が国史跡内にあるため、いかんともし難いのが現状である。法務局の駐車場の借用や県庁北駐車場などの利用といった工夫をしている。
 - ・今の時点で改修基本構想を中間まとめとする意義は何か。
 - 博物館改修について長らく熱心に議論していただいていたが、改修着手は美術館整備が進んでからとなり、まだ相当の時間が必要である。これまでの議論を踏まえて、現時点での一定の方向性をまとめておくことが必要と考えており、今回、中間まとめを行うものである。
 - ・今後は、PFI手法等の検討などの県全体の方針や国内の他館の改修事例（特に国史跡内の整備の事例）などを勉強していくことも必要。委員も変わっているので、改めて、収蔵の状況やバックヤードを見る機会を設けてほしい。
 - 国内の他館の例や県全体の方針やPFI制度等を説明させていただくような場を設けていく。まずは、次回の協議会時にバックヤードを見ていただくこととする。

(3) 鳥取県立美術館整備の検討状況について

- ・県民に向けては十分PRできる内容と評価するが、全国（県外）に打ち出す魅力づくりも更に考えてほしい。
 - 既存の収集作品をどう生かすか、建物のデザイン面の工夫など、複合的に考えていきたい。美術ラーニングセンターは、全国的にもない大きな特徴であり、まずは子どもたちのへのアプローチや学校教育、更に大人の生涯学習・社会教育へと広げていきたい。
- ・収蔵品の魅力もあるが美術館の建物を見に来る方もいるので、特徴的な建物にして欲しい。

5 今後の対応

- ・博物館改修基本構想（中間まとめ）については、協議会の結果を教育委員会及び県議会常任委員会へ報告し、いただいた意見により再度必要な修正を加え、6月の教育委員会で決定する。
- ・次回以降の協議会では、収蔵状況の現状把握やPFI制度等の理解に資する内容を設けていく。

《参考》委員名簿

氏名	役職等	区分	出欠
石谷 孝二	鳥取大学名誉教授	学識経験・美術	○
李 素妍	鳥取大学地域学部准教授	学識経験・人文	×
木ノ下 智恵子	大阪大学 21世紀懐徳堂准教授、アート・デザイナー	学識経験・美術	×
郡山 鈴夏	山陰海岸ジオパーク推進協議会ジオパーク専門員	学識経験・自然	○
坂本 敬司	前鳥取県史編さん室長	学識経験・人文	○
<議長> 谷口 博繁	元鳥取県立博物館長	社会教育	○
田村 閑美	鳥取中央女性会会長	社会教育	×
鶴崎 展巨	鳥取大学農学部教授	学識経験・自然	○
中尾 廣太郎	鳥取東部美術家協会会長	学識経験・美術	○
野地 恒有	愛知教育大学教授	学識経験・人文	×
前田 明範	元倉吉博物館長	学識経験・美術	○
矢田貝 繁明	大山自然歴史館長	学識経験・自然	○
山口 朝子	鳥取県家庭教育アドバイザー	家庭教育	○
米田 恵子	鳥取市立富桑小学校校長	学校教育	○

平成30年度第1回鳥取県立博物館協議会 次第

日時：平成30年5月11日（金）

午後1時30分～

場所：鳥取県立博物館 会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 事
 - (1) 議長選出
 - (2) 各部会長の選出
- 4 報告事項
 - (1) 平成29年度博物館事業の実施状況について
 - (2) 平成30年度博物館事業について
 - (3) 鳥取県立博物館改修基本構想について
 - (4) 鳥取県立美術館整備の検討状況について
- 5 その他
- 6 閉 会

【配付資料】

- 資料1：博物館協議会に係る関係法令等
- 資料2：平成29年度鳥取県立博物館事業の実施状況について
- 資料3：平成30年度鳥取県立博物館事業について
- 資料4：鳥取県立博物館改修基本構想について
- 資料5：鳥取県立美術館整備の検討状況について

鳥取県立博物館改修整備基本構想検討経過

【平成27年度】

9月 2日 第1回鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）

- ・改修後の県立博物館の在り方の方向性を示す構想（鳥取県立博物館改修基本構想）の検討・作成方針について審議

① 基本構想の構成案 ② 基本構想検討の進め方（スケジュール等）

1月 25日 第2回協議会

- ・改修後の博物館の在り方に関する基本的な考え方（基本認識、設置目的、必要な機能等）について審議

【平成28年度】

4月 20日 第1回協議会

- ・委員の一部が交替したため、改修後の博物館の基本的な方向性について再審議

8月 4日 第2回協議会

- ・改修後の博物館の事業計画及び想定利用者数・運営費試算について審議

11月 18日 第3回協議会

- ・改修後の博物館の事業計画及び想定利用者数・運営費試算について再審議

3月 1日 第4回協議会

- ・改修後の博物館の事業計画について再審議
- ・改修後の博物館の施設計画（必要な機能と施設・設備のモデル、各室の配置変更図）について審議

【平成29年度】

4月 28日 第1回協議会

- ・美術館整備基本構想の概要及び平成29年2月定例県議会での美術館整備推進事業予算に係る議会の附帯意見を報告
- ・附帯意見に対する委員の意見を踏まえつつ、事業計画の修正案等を次回協議会で提案する旨を説明

8月 28日 第2回協議会

- ・協議会委員の追加（中尾委員）
- ・附帯意見を踏まえ、美術館との連携・役割分担、博物館に残す美術館機能等について審議 ⇒ 改修後の収蔵・展示方法を含め事業計画の修正案に反映

12月 7日 第3回協議会

- ・前回までの審議結果を踏まえた修正事業計画（案）、改修後の想定利用者数・運営費試算（案）及び運営方法等を加えて、「鳥取県立博物館改修整備基本構想（素案）」として取りまとめて報告（施設・設備改修経費（案）の精査が必要なため、当該資料は「報告」として提出）

【平成30年度】

5月 11日 第1回協議会

- ・「鳥取県立博物館改修整備基本構想「中間まとめ」（案）」の審議

(案)

鳥取県立博物館改修整備基本構想

中間まとめ

平成30年〇月

鳥取県教育委員会

目 次

第1章 鳥取県立博物館の現状と課題	1
1 鳥取県立博物館の現状	1
2 県博の課題	1
(1) 県民との連携・地域への貢献	1
(2) 多様なニーズに対応した基本業務の展開	1
(3) 戦略的な運営体制の整備	2
3 課題に対応した施設設備	2
(1) 現状・課題検討委員会の提言	2
(2) 教育委員会の方針	2
4 県博の在り方に関する基本認識	3
(1) 鳥取県の自然と人間の歩みの継承と活用	3
(2) 国内外の自然や人間の歩みの理解と交流	4
(3) 人づくり・地域づくりの推進	4
第2章 県博の設置目的	6
第3章 必要な機能	7
1 収集・保管	7
2 展示	7
3 調査研究	8
4 教育普及	8
5 県民・地域との協働・連携	9
第4章 改修後の事業計画（想定）	10
1 収集・保管関係	10
2 展示関係	10
3 調査研究関係	11
4 教育普及関係	11
5 地域・県民との連携・協力関係	12
第5章 必要な施設・設備	13
1 主な施設・設備と対応	13
第6章 改修後の想定利用者数と運営経費見込み	22
1 想定利用者数（見込み）	22
2 運営経費の試算	22
第7章 より効率的な改修・運営計画手法の検討	24
1 現状・課題検討委員会による提言	24
2 現状・課題検討委員会の提言に対応した検討状況	24
3 鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針に基づく検討	25
第8章 今後の進め方	26

第1章 鳥取県立博物館の現状と課題

1 鳥取県立博物館の現状

鳥取県立博物館(以下「県博」という。)は、開館後40年以上経過し、施設面で次のような深刻な問題を抱えている。

- (1) 建物の老朽化により雨漏りが頻発し、構造的な脆弱化に至るおそれがある他、基幹設備も耐用年数を大幅に超過し、深刻な機能障害が発生しかねない状況にある。
- (2) 学術資料や美術作品の収集・保存に努めた結果、収蔵庫が過密化し庫外に保管せざるを得なくなっており、県民の宝である貴重な資料の散逸や毀損といった事態を招きかねない。
- (3) 来館者が利用可能な駐車スペースが絶対的に不足しており、周辺駐車場でも対応しきれず、自家用車や観光バスで来る方には不便を忍んでもらっている。
- (4) 施設設備の制約もあって常設展示の機動的更新、体験型展示の導入、県民の作品展の開催等が十分に出来ない。

2 県博の課題

そうした状況にある県博については、今まで凍結されてきたハード面の対応も含む抜本的な対策を早急に実施しなければならない。そのためには、県博のこれまでの取組を検証して問題点を明らかにし、必要な対策をゼロベースで検討する必要がある。こうした考え方に基づき平成26年度、鳥取県立博物館現状・課題検討委員会が総合的に議論された結果、現在県博が抱えている諸課題とそれへの対応の方向性が、次のとおり整理された。

(1) 県民との連携・地域への貢献

県博は、学術文化に関する県民のニーズに応えつつ、本県の学術文化の振興に寄与して、地域の活性化に資するような活動を展開することにより、人と物、人と人、過去と未来、地域の内と外をつなぐ結節点となり、内外の様々なヒト、モノ、コトが集う場となるべきだが、いまだそのような場となれてはいない。

もっと県民の参画・利用を促進しつつ、地域の様々な団体や機関と連携して、県民が自分達のものだと思えるような地域に根づいた施設となるよう努力すべきである。従来の枠組にとらわれず、地域振興に役立つ取組を積極的に展開し、鳥取県の魅力発信に努めていく必要がある。

(2) 多様なニーズに対応した基本業務の展開

貴重な資料の収集保管・展示や教育普及活動、資料に関する調査研究等の業務を的確にこなすことができなければ博物館とはいえない。しかし近年、価値観の多様化が進み、これらの業務により対応すべき県民ニーズも高度・多様化する中であって、県博は施設の物理的な制約もあり、こうしたニーズに即した業務展開を図れていない。

今後は、それらに的確に対応した業務を展開していくことにより、学術文化の面で県民の創造性を育み、鳥取県の魅力を強化して新たな交流と発展の核となるような施設づくりを進めていかなければならない。

(3) 戦略的な運営体制の整備

地方財政の逼迫により厳しい経営環境に置かれる公立博物館が増える一方、住民の文化志向の高まりを受けて文化政策を重視する自治体も増加している。そんな状況下では博物館も、自らが社会の中で果たす役割を再確認し、これを社会に示して自身の存在意義を認めさせる必要があるが、県博はそれが十分にできていない。

今後はそうしたことが適切に行えるよう、県や住民が運営状況を継続的に把握・評価し、必要なら館の運営方針等も随時見直すような仕組みを整えていく必要がある。そのように運営されなければ、県民のための博物館として発展し続けることはできない。

3 課題に対応した施設整備

(1) 現状・課題検討委員会の提言

以上の諸課題に現在の施設で対応しようとするれば、大規模な増改築や敷地拡張が必要となるが、現施設は国の史跡指定地内にあることから、それは不可能であり、県博に現在収まっている機能の全てを現施設内に維持したまま、各課題に対応していくことはできない。

一方で、現施設は老朽化が進んでおり耐震性も十分ではないが、改修や補強を行えば今後も博物館等として使用可能である。長年県民に親しまれた優れた建築物であり、鳥取市の中心部なのに緑の多い久松山下の旧鳥取城敷地内という好立地にある。現施設は今後も極力活用していくべきである。

従って、新たな施設を整備して現施設の機能の一部をそこに移転すべきだが、この際、狭隘化している収蔵庫のみを移転させるのは、保管資料の頻繁な搬出入に係る労力・時間・費用や損傷リスク等を考えれば適当でない。自然、歴史・民俗、美術の3分野のいずれかを移転させ、残りは現在の施設に残すのが適当である。

以上の考え方を基本として幅広く議論を重ね、県民と対話しながらどんな施設を整備するのが良いか検討し、県民的なコンセンサスを心得て事業計画を固めていくようにすべきである。

(2) 教育委員会の方針

平成27年2月に県博が行った「鳥取県立博物館の今後の施設整備のあり方に関するアンケート」では、50.6%の方が3分野の中で「美術分野のための新たな施設を整備(現在の施設は自然分野と歴史・民俗分野のための施設に改修)」するのが良いとの回答を受け、こうした結果も踏まえ、鳥取県教育委員会としては、それが各分野の問題解決上最も効果的であること等から、美術分野を新たに整備する倉吉市内の施設(美術館)に移転し、現在の施設を残る自然、歴史・民俗の2分野のための施設に改修する方向で考えていくこととされた。

これらの対応については、新たな美術館の整備を先行させ、現在県博に収蔵されている作品や資料を、自然、歴史・民俗分野のものも含め当該美術館に一旦移転し、現施設を空にした上でその改修に取り掛かるのが適当である。そうしないと、貴重な収蔵資料等を毀損事故に係る損害保険に加入した上で県外の保管施設へ運搬し、そこに長期間保管しなければならなくなり、多大な経費がかかるからである。

従って、現施設の改修は数年以上先になるが、当該改修はどのような規模、内容のものとなるのか、改修後はどのように運営されるのかといったことは、新しい美術館

の在り方にも関わってくるので、自然・歴史系博物館としての基本的な方向性は、速やかに明らかにしていく必要がある。

鳥取県教育委員会はそのように考え、現在の県博の施設を自然、歴史・民俗の2分野のための施設に改修する場合の基本的な方向性を取りまとめた構想を策定すべく、一昨年度以来、鳥取県博物館協議会において精力的に審議をいただいていた。それらのご意見等を踏まえた構想の取りまとめ内容はあくまで現時点のものであり、改修までには相当な年数を必要とすることから、適切な時期に情勢変化を踏まえた所要の見直し等を行う必要がある。

4 県博のあり方に関する基本認識

我が国が人口減少時代へ移行する中であって、地方は、少子・高齢化の進展に伴う人口や活力の減少に悩まされ続けている。そうした状況に対し最近では、各地域に固有の自然風土や歴史文化を再評価し、独自の貴重なものとして内外に発信して地域再生に成功する事例が増えてきている。

これは、それらが地域社会のあり様を規定しつつ住民の心のより所となって、そのアイデンティティと密接に結び付いているからである。単純な右肩上がり成長の時代が終わり、価値観の変化・多様化が進む中で、地域を再生し持続的に発展させていくためには、その中核としてこれら地域の個性の源を維持・継承しながら、国内外の多様な自然風土や歴史文化への理解も深め、それらとの比較・交流の中から新たな個性の展開へと進む基盤を創出することが重要になる。

それにもかかわらず鳥取県の自然、歴史、文化の精華を蓄積・伝播する基幹施設たる県博は、県民の宝とも言うべき保存資料を次世代に引き継ぐことさえ困難になっている。この状況を抜本的に改善する最良の方策が、前記3のとおり新たに美術館を整備し、現施設を自然・歴史博物館に改修することである以上、その推進は非常に重要な課題である。

こうした状況を踏まえれば、当該改修により生まれ変わる博物館は、前記2のような方向を目指すと同時に、次のとおり、鳥取県の自然や先人の歩みに関する資料を継承・活用しつつ、国内外との関係性への理解や交流も促進し、鳥取県創生のための人づくりや地域づくりをも推進する施設として整備される必要がある。

なお、新たな美術館が倉吉市内に整備されることにより、県東部における美術作品を鑑賞する機会や県民活動等が減少する懸念の声があることや平成29年度鳥取県立美術館整備推進事業予算に係る鳥取県議会からの附帯意見を踏まえ、改修後の県博でも美術分野の取り組みができる配慮も必要である。

(1) 鳥取県の自然と人間の歩みの継承と活用

鳥取県の豊かな自然とその中で営まれてきた人々の暮らしは、太古から様々に変化しつつ今日まで続き、未来へと連なっていく。これらが他のどの地域とも完全に同じではない独自の歩みを遂げて来た結果として、現在の我々の郷土や生活は他の地域と微妙にあるいは大きく異なっている。そのような変遷の歴史こそが、今この地域に生きる我々の個性やアイデンティティの源になっている。

それは、現在の我々の個性や生き方が、地域の自然と先人達のこれまでの歩みによ

って一定の方向性を付与されているということでもある。従って、それらについて学ぶことは、明日の自分、次代の県民の進むべき道を探り、未来を切り拓いていくことに繋がる。この意味で、鳥取県の自然や歴史等を伝えていくことは、県民に未来への指針を提供することでもある。

こうした考え方に基づき県博では、太古以来の鳥取の自然と歴史・民俗の変遷を今に伝える自然史標本や歴史・民俗資料などを収集、研究し、県民への展示・普及に努めてきた。新しく生まれ変わる博物館は、その成果を引き継ぎつつ、色々な人がこうした資料を利活用できるようにして、県民が独自の自然や歴史に誇りと愛着を感じられるようにすると同時に、それらを地域の個性・魅力として国内外に発信していくような施設とならなければならない。

(2) 国内外の自然や人間の歩みの理解と交流

鳥取県の自然や歴史・民俗の独自性は、他との比較検証があってはじめて見えてくるものである。また、グローバル化が進み、様々な価値観がせめぎ合う情報社会の中で地域の再生や発展を図っていくためには、国内外の様々な地域の自然や歴史も理解してその発展方向を考察し、自らと比較しつつ応用や交流を図るような広い視野と柔軟性が必要である。

他地域の特異な自然や人々の足跡等に触れ、対比、共感、反発等の反応をしていく中で、異質なものも受容して物事の本質を見極め、普遍的な真理を探究する知的態度が涵養される。それは、鳥取県の学術文化の高度で多様な発展を可能とし、他地域との連携と交流による地域創生の契機にもなる。

このため以前から県博は、地球史や進化史、全国的な歴史や民俗文化に関する展示や講座も行ってきたが、必ずしも十分なものではなかった。今後はそうした取組をより積極的に展開することで、県民の多様な知的探求を活性化して学術文化の発展基盤を強化し、様々な地域との連携・交流も推進して鳥取県の未来を拓く拠点施設になっていく必要がある。

(3) 人づくり・地域づくりの推進

以上のように県博は、鳥取県の独自性を国内外の他地域との比較の中から明らかにし、地域の個性や魅力を内外に発信するとともに、多彩な学術文化を育てて未来を切り拓いていく施設に生まれ変わる必要がある。

この意味で特に重要なのは、次代を担う子ども達である。これからの博物館は、子ども達が気楽に訪れ、知的好奇心の赴くままに様々な自然や歴史に触れられる場所にならなければならない。そこで幼い頃から独自で多様な自然や歴史・民俗文化に親しみ、地域への誇りや愛着、科学する心、文化を創る感性を培った人々は、将来にわたって鳥取県の学術文化を支え、魅力を高めるのに貢献する人材へと成長していく。

このような形で県民と協働し、県民に自分達の施設として支えて貰えるような博物館を創り上げ、それを核として、独自の自然風土や歴史文化に支えられ、多彩な学術文化に恵まれて心豊かに暮らせる地域づくりを進めていく必要がある。これには、県内各地の学校教育や地域活動と連携し、地域の特性に応じて様々な時間、場所、方法

で自然や先人の歩みの紹介等を行うのが効果的である。

しかし県内には、そうした取組の実行・継続が困難になっている地域もある。これを広域的に補完し再生・発展させることは、鳥取県の自然や歴史、民俗文化に関する教育、研究、学習等の基盤を強化し、地域の個性や魅力を高めていく上で非常に重要である。生まれ変わる博物館には、従来の社会教育施設としての展開に加えて、そんな役割も求められることになる。

第2章 県博の設置目的

前項に掲げたあり方の基本認識を踏まえ、改修後の県博の設置目的は次のとおりとする。
なお、これらは現在であっても目的とすべきであることから、現施設で可能なものは、できる限り目的を達成する方向で取り組んでいくものとする。

- 1 鳥取県の美しく豊かな自然と変化に富んだ先人の歩みを確実に後世に伝えていくとともに、国内外の多彩な自然や人間の歩みへの理解を促す。
- 2 子ども達を始めとする県民が、独自の自然と先人の歩みに由来する鳥取県の個性や魅力を確認・強化しつつ、国内外の自然や人間の歩みの多彩さに触れて知的探求の幅を広げ、より深化させていくのを、学校教育と連携して支援する。
- 3 独自の自然風土や歴史文化に支えられ、多彩な学術文化に囲まれて心豊かに暮らせる地域を創り上げるのに貢献する。
- 4 独自で多彩な自然と人間の歩みを調査・紹介・普及することにより、国内外から多くの人を引き付け、様々なヒト・モノ・コトを結び付けて、新たな交流と発展の核となる。

第3章 必要な機能

前章の目的を達成するためには、改修後の県博には次のような機能を備える必要があり、改修前であっても対応可能な機能は果たしていく必要がある。

1 収集・保管

県博が収集し保管してきた自然や歴史・民俗に関する資料には、貴重な自然の賜物や先人の残した文物など、他に代わる物のない県民の宝とも言うべきものが数多く含まれている。将来様々な形で活用されることも念頭に、これらを次代に極力そのまま引き継いでいくのが、今を生きる我々の使命であり、その使命を果たすためには、宝を安全・確実に守り伝えることのできる機能を持った「蔵」が必要である。

特に近年では、標本収集家の物故や高齢化、過疎集落の伝統保持困難化等により博物館に収蔵しなければ失われてしまう資料が急増している。その受入れが限界に達している現状に鑑み、今後も増えていかざるを得ない博物館資料を適切に保管していける余裕のある「蔵」機能を、改修後には確保すべきである。そうしなければ、県民の協力により県民の宝を守り続けていくことはできない。

- ①鳥取県に関するものを中心に、地学、生物、歴史、民俗文化など自然と先人の歩みに関する貴重な資料を、国内法規や国際協定等を遵守しつつ、体系的・計画的・継続的に収集する機能
- ②収集した資料に関する情報を適切に記録・管理し、国内外における調査研究等に随時活用・提供できる機能
- ③収集した資料を次世代に継承するために温湿度や照明が最適に保たれ、災害等に対しても安全な環境の下で適切に保存・管理し、観覧や閲覧、利活用が容易に行える機能
- ④美術館が県博で開催する鳥取藩ゆかりの作品展示等に対応した、一部の藩絵師作品等の収蔵機能。

2 展示

展示は、常設展示と、期間を限定して開催する企画展示の二つを行うものとする。常設展示では、鳥取県の豊かな自然と先人の歩みを安定した知見に基づいて着実に伝えることを目的とするものとし、比較等のため国内外の自然や歴史・民俗も補足的に取り上げる。鳥取県の自然や歴史・民俗の独自性を理解するためには、地球史・進化史や日本史・世界史の中での相対的な位置づけや他地域の民俗文化と対比した場合の客観的な評価を知る必要があるからである。

その際には、地学・生物、歴史・民俗の各分野に関する専門的な展示とは別に、まとまりのある小地域ごとに、各学問分野を融合させ、過去からの流れを一つの物語として紹介するような展示も行っていく必要がある。未来が過去からの流れの先にある以上、変化の方向を見通し未来を創生していくためには、その流れを的確に見定める必要があるからである。

また、歴史・民俗分野の展示では、鳥取藩の歴史を紹介するコーナーにおいて藩絵師

作品等も歴史・民俗資料として展示する。

企画展示では、国内外の貴重な資料を展示して、自然と人間の歩みについて世界や日本の多様な状況をつぶさに紹介する機能と、鳥取県に関する最新の知見や新たな発見を紹介する機能を持たせるものとする。

また、これからの博物館には、子ども達をはじめとする様々な人々が気軽に訪れて学べるようにすることや、県内外の色々な主体の参画・協働により自らの活動を補完・強化することが求められる。展示の面でも、それらに対応する機能の充実を図る必要がある。

- ①鳥取県の豊かな自然と変化に富んだ先人の歩みについて、常時、専門分野ごとに詳しく伝えるとともに、まとまりのある地域ごとに過去からの流れを物語的に紹介する機能
- ②自然と人間の歩みについて、随時、国内外の貴重な資料を用いて世界や日本の多様な状況を伝えるとともに、鳥取県に関する最新の研究成果等を紹介する機能
- ③県東部でも県民等が継続的に美術系展覧会を観覧できる機能
- ④自然や歴史・民俗の研究者や愛好家等も博物館の展示に参画・協働することができる機能
- ⑤年齢や言語、障がい等にかかわらず来場者に親しんでもらえるような展示が行える機能

3 調査研究

県博が収集保管する自然や歴史・民俗に関する資料は、きちんと分類・分析され読み解かれて初めて、自然や生命のダイナミズムや当時の人々の思考・行動について、漸くその重い口を開く。また、県内各地に残る豊かな自然や歴史遺産、民俗行事等も鳥取県の自然の多様さや先人達の思いを今に伝える第一級の資料であるが、適切な調査研究が行われなければ、そうした価値を知られることもなく埋もれ失われていく。

このように重要な調査研究の体制が必ずしも十分でない現状に鑑み、改修後の県博は、館内外で円滑・適切な調査研究活動が展開できる機能を備えた施設とする必要がある。そのためには調査研究の面でも、館外の主体の参画・協力を得て博物館の活動を補完・強化するような取組やそれを支える機能を強化していかなければならない。

- ①収集した資料についての調査研究や、博物館の運営・活動に関する調査研究を集中的に行える機能と、調査研究に必要な資料や図書を迅速に参照等できる機能
- ②県博の収蔵資料を内外の研究者等が容易に調査・利活用できる機能
- ③調査研究の成果を反映した展示を行い、あるいはその成果を取りまとめた紀要を発行して、成果を県民等に還元する機能
- ④県内各地に残る豊かな自然や歴史遺産、民俗行事等を、大学や民間の研究者など館外主体の参画・協力を得て調査研究する機能

4 教育普及

これからの県博は、独自で多彩な自然や人間の歩みについて学習・体験する機会を県民に提供し、その知的探求心の多様化・活性化を促して学術文化の発展基盤を強化することにより、鳥取県の未来を拓く拠点とならなければならない。そのためには、次代を担う子ども達をはじめとする様々な人々が、気軽に訪れて学習する社会教育施設と

しての在り方を一層強化していく必要がある。

この意味で従来にも増して重要になるのが、学校教育との連携である。学校教育の中でも地域学習は重視されており、子ども達が等しく地域の自然や歴史の独自性や価値について理解を深められるよう、展示や博学連携プログラム等を充実していく必要がある。従来から行っている講座や観察会なども、多様化した学習ニーズに応じて、館内外で個別にきめ細かく実施していかなければならない。

- ①学習ニーズや学習内容に応じて最も適切な手法、設備等を駆使し、自然や人間の歩みを効果的に学習・体験する機会を、県民に等しく提供する機能
- ②学校教育における地域学習を、館内外で効果的に支援できる機能
- ③年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する機能
- ④学芸員等を学校や公民館等に派遣し、各地域の児童・生徒や一般住民を対象として、上記のようなプログラムを実施する機能
- ⑤県博から離れた地域に対しては、上記のほか資料貸出しや出張展示等により博物館資料に触れる機会を提供する機能
- ⑥博学連携の強化や館内での活動拡充、幼稚園・保育園や学校と連携した博物館利用を促進する機能

5 県民・地域との協働・連携

独自で多彩な自然や人間の歩みについて学ぶ機会を県民に豊富に提供し、県民と協働して自然や歴史・民俗文化を活かした地域づくりに貢献するような博物館とするのでなければ、多額の経費をかけて改修することに県民の理解は得られない。

今後は、展示や教育普及の機能を充実するほか、自然や人間の歩みについて県民が自発的に学習するのを支援する機能や、地域の様々な主体と連携して独自の自然と歴史を持つ鳥取県の魅力を発掘・発信する機能も強化していく必要がある。そうした機能が弱いと、県民に自分達の施設として支えて貰えるようにはならない。

- ①自然や先人の歩みを自発的に学ぶ県民に対して、学芸員等が専門的な指導・助言を行う機能と、必要に応じて博物館の資料や図書館の検索、閲覧等のサービスを提供することができる機能
- ②自然や人間の歩みに関し、他の博物館や資料館、大学等の研究機関、民間の研究者や愛好家などと協力・連携して、イベントの開催その他様々な連携事業を推進する機能
- ③県民の様々な活動成果を展示・発表する場の提供や県内博物館等への指導・助言や巡回展示等による連携・交流を推進する機能

第4章 改修後の事業計画（想定）

前章に掲げた機能を果たしていくため、改修後の県博においては、それぞれ次の対策や事業を展開していく必要があり、当然のこととして、改修前であっても可能なものはできる限り実践するものとする。

1 収集・保管関係

★特徴：収蔵庫の常時観覧（一部収蔵庫にガラス窓設置）

(1) 鳥取県の自然や歴史・民俗に関する資料の収集

- ・鳥取県に関する地学、生物、歴史・民俗などの資料を体系的に収集し、県民の共有財産として継続的に充実させていく。

(2) 収集資料の保管と活用

- ・収集した資料を適切、安全な環境の下で保存・管理し、国内外の研究者等の利活用を促進するとともに、一部の収蔵庫にはガラス窓を設置し、資料の保管の様子を来館者がいつでも観覧できるようにする。

※収蔵庫の常時観覧は、庫内の資料に悪影響が出ない方法で行う。

- ・常設展示や企画展示で継続的に鳥取藩ゆかりの藩絵師作品及び吉田璋也に代表される民芸運動による工芸品（以下総称して「藩絵師作品・ゆかりの民芸作品」という。）の展示又は展覧会を開催することに対応するため、一部の藩絵師作品・ゆかりの民芸作品を引き続き収蔵する。

2 展示関係

常設展示

★特徴：「資料」が語る展示

(1) 鳥取県を知るための融合展示

- ・鳥取県の自然、歴史・民俗の重要な「資料」を紹介し、その資料にまつわる様々な話を自然、歴史・民俗などの分野の壁にとらわれず、資料自身が語るように伝えていくことのできる展示室を新たに設け、本県の自然的・歴史的な個性を総合的に把握・理解してもらえるようにする。
- ・県民とともに作り上げることを心がけ、展示室内から議論が生まれる「学びの空間」となり、ここから鳥取県の新しい価値観が創り出されるようにする。

(2) 鳥取県に関する分野別展示

- ・鳥取県の地学、生物、歴史・民俗の各分野について、学芸員の調査研究やその他の最新の研究成果などを踏まえた専門的な知見をわかりやすく展示する。
- ・期間限定で展示替えするコーナーを設け、新収蔵コレクションや最新的话题を速報展示する。それらについては、学芸員以外の研究者や愛好家等も参画・協働できるようにする。
- ・歴史・民俗分野の常設展示において、鳥取藩の歴史を物語る藩絵師作品や当時の美術工芸品を歴史・民俗資料として混合展示を行う。

企画展示

★特徴：自然や歴史・民俗分野の展覧会は、2ヶ月程度にわたる長期開催（県民の観覧機会の充実）

(3) 国内外の貴重な資料を観覧できる展覧会（年1回程度）

- ・自然と人間の歩みについて世界や日本の多様な状況を学ぶことのできる機会を県民に提供する。

(4) 鳥取県の自然や歴史・民俗に関する展覧会（年1回程度）

- ・鳥取県に関する最新の知見や新たな発見を紹介し、本県のアイデンティティ強化に資する。

※学芸員を増員し、展覧会の回数を増やすことも検討する。

(5) 県立美術館（仮称）主催の美術系展覧会等の開催

- ・東部地域でも県民等が継続的に美術展覧会を観覧できる機会を確保する。

3 調査研究関係

★特徴：「収集資料」に基づく開かれた調査研究活動

(1) 収集資料の整理と研究

- ・収集した資料を活用できるよう、整理と登録を優先的に行っていく。
- ・整理された資料を、県外の機関とも連携しながら、精力的に調査研究し、鳥取県の“過去”と“現在”を明らかにしていく。

(2) 目録・データベースの提供と『研究報告』の発行

- ・登録された資料を目録・データベースとして提供し、また調査研究成果を『研究報告』として定期的に発行する。このことで、成果を県民等に還元するとともに、国内外の研究者等の参画・協力を得やすくする。

4 教育普及関係

★特徴：100人以上が収容できる多目的大スペース（講演、講座、昼食会場など）を核に

(1) 講座・講演会・観察会・ワークショップ等の充実

- ・様々な使用形態に対応可能な多目的大スペースを新たにリノベーションして、学校など大人数の団体や幅広い来館者を対象に、多様な学習ニーズに応える機会（例：大講演会、会場を仕切ったワークショップ、パネル発表、実験実習など）を提供する。
- ・年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する。
- ・学芸員の仕事（資料の整理や調査、展示の準備など）を紹介するプログラム等も実施し、博物館活動への理解や関心を深め、積極的な参画を促す契機とする。

(2) アウトリーチ活動

- ・博物館から離れた地域を重点に、公民館や学校等への学芸員派遣、テーマを定めた貸出し資料キットの作成、県内各地における出張展示などを行い、全ての県民に主体的な学習の機会を提供する。
- ・その際には、県内の他の博物館（類似施設）と連携しつつ、役割を分担し、各地域における学習機会の格差是正と学習内容の個性化を図る。

(3) 学校教育活動の支援

- ・学校教育における博物館利用を促進するため、博学連携を強化するとともに、社会見学や遠足、授業等でクラスを挙げて来館した際には、多目的大スペースを活用することで、来館者サービスの充実を図りつつ、活動内容も拡充する。
- ・小学校と連携し、発達段階に即した博物館利用法を考えていき、県内のすべての小学生が有効に利用できるようにする。

5 地域・県民との連携・協力関係

★特徴：県民の生涯学習の場

(1) ボランティアや任意団体等による博物館活動の活性化

- ・資料の整理や登録、自然標本の同定、古文書の解読などをボランティア等に支えてもらって着実に推進する。同時に、ボランティアたる県民に生涯学習の機会を提供し、博物館事業と県民活動との融合を図る。

(2) 研究機関等との連携事業の推進

- ・大学等の研究機関や民間の研究者や愛好家などと協力・連携して、多種多様なシンポジウム、研究発表会等を開催し、多岐にわたる研究活動を展開する。

(3) 県民の活動成果の発表機会の提供

- ・企画展示室を県民の様々な活動成果等を展示・発表する場として積極的に提供する（貸し館）。展示・発表の内容については、自然、歴史・民俗関係に限定せず、産業や芸術など県民の幅広い活動の成果発表等に活用できるようにする。

(4) 県内他館との連携

- ・県内に市町村や民間団体が設置している博物館（類似施設）に対し、収蔵資料の整理・保管や展示方法の改善について助言・指導を行ったり、共同で巡回展示や連携講座を実施したりして、それらの施設との連携・交流を強化する。

第5章 必要な施設・設備

1 主な施設・設備と対応

前2章の考え方に沿った機能や諸事業を展開するためには増改築が望ましいが、現施設が国の史跡指定地域内に立地するために増築が困難であることから、既定の延床面積の範囲内で工夫していく必要がある。

そこで、第3章で掲げた機能に対応し、第4章で想定した事業を展開することを前提として、当該事業を展開するための必要面積(理想)と現施設内で対応するための再配置について、〔表1 必要な機能と施設・設備のモデル〕及び〔図 改修後の各階・室の再配置〕で示した。

その結果として、〔表2 各室面積等の現状と改修後の比較〕のとおり、自然及び歴史・民俗分野が利用できる収蔵庫の面積は相当程度増加するものの、耐震・老朽化対策工事によって表2中の増面積が若干減少すると見込まれる。

なお当館は、「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」(平成28年3月29日制定)により、現施設の改修整備を進めるにあたり、従来型手法(県の直営実施)に優先してPPP/PFI手法を検討するなど具体的な整備手法について工夫を図っていくこととなるが、県立美術館整備スケジュールを踏まえての改修整備となり、相当の年数が必要となることから、改めて、適当となる時期において施設・整備改修費等も含めた具体的な検討を進めていくこととする。

[表1]必要な機能と施設・設備のモデル

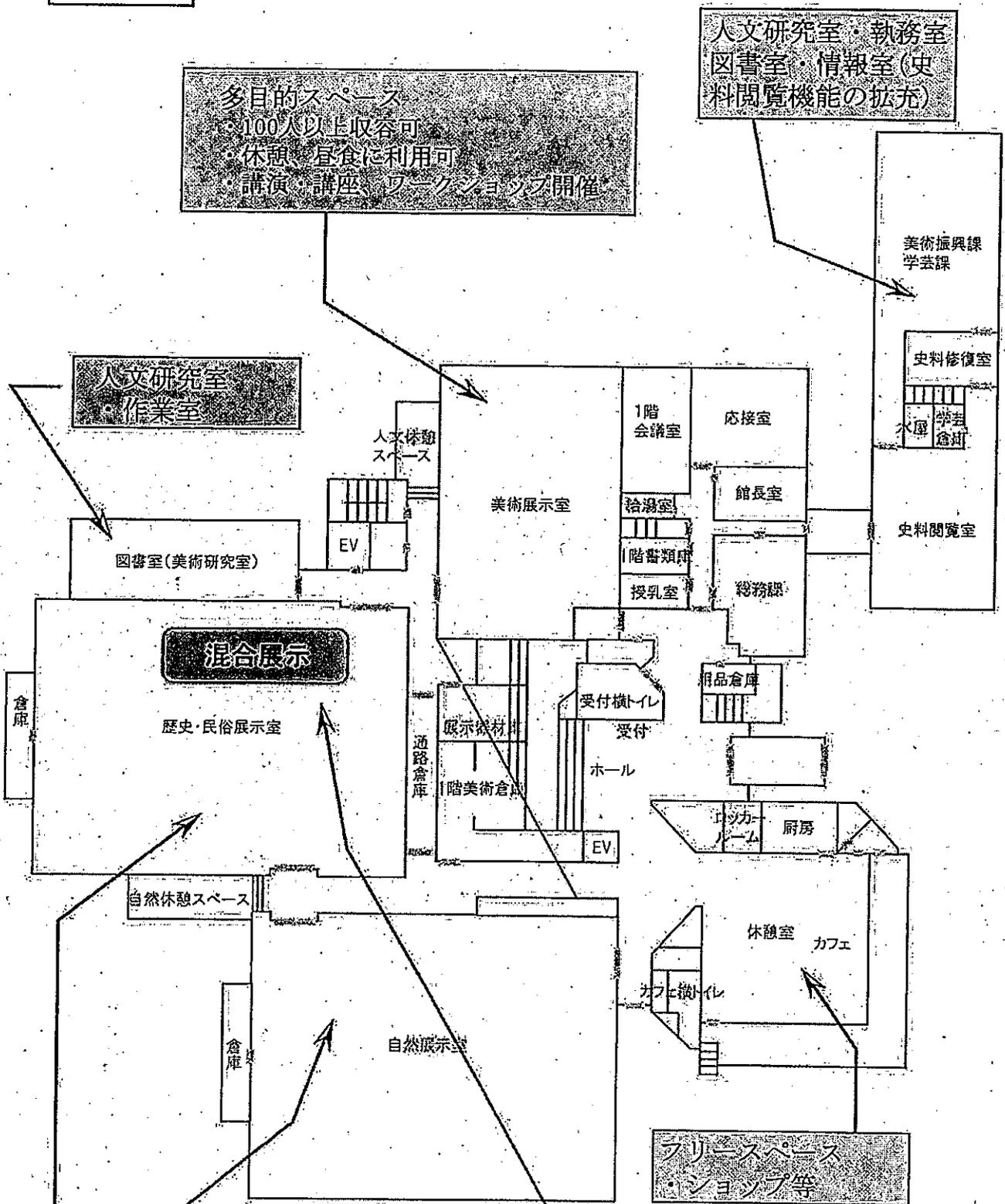
必要な機能	
1. 収集保管	① 鳥取県に関するものを中心に、地学、生物、歴史、民俗文化など自然と人間の歩みに関する貴重な資料を、国内法規や国際協定等を遵守しつつ、体系的・計画的・継続的に収集する機能。
	② 収集した資料に関する情報を適切に記録・管理し、国内外における調査研究等に随時活用・提供できる機能。
	③ 収集した資料を次世代に継承するために温湿度や照明が最適に保たれ、災害等に対しても安全な環境の下で適切に保存・管理し、閲覧や閲覧、利活用が容易に行える機能。
	④ 美術館が関係で開催する鳥取藩ゆかりの作品展示等に対応した、一部の連続制作作品等の収蔵機能。
2. 展示	① 鳥取県の豊かな自然と文化に育んだ人々の歩みについて、常時、専門分野ごとに詳しく伝えるとともに、案と案のある地域ごとに過去からの流れを物語的に紹介する機能。
	② 自然と人間の歩みについて、随時、国内外の貴重な資料を用いて世界や日本の多様な状況を伝えるとともに、鳥取県に関する最新の研究成果を紹介する機能。
	③ 県内でも県民等が継続的に芸術鑑賞会を鑑賞できる機能。
	④ 自然や歴史、民俗の研究や愛好家等も博物館の展示に参画・協働することができる機能。
	⑤ 年齢や言語、障がい等にかかわらず来場者に楽しんでもらえるような展示が行える機能。
3. 調査研究	① 収集した資料についての調査研究や、博物館の運営・活動に関する調査研究を集中的に行える機能と、調査研究に必要な資料や図書等を迅速に参照できる機能。
	② 集積の収集資料を内外の研究者等が容易に調査・利活用できる機能。
	③ 調査研究の成果を反映した展示を行い、あるいはその成果を取りまとめた記事を発行して、成果を県民等に還元する機能。
	④ 県内各地に散在する豊かな自然や歴史遺産、民俗行事等を、大学や民間の研究者などと協働して参画・協働して調査研究する機能。
4. 教育普及	① 学習ニーズや学習内容に応じて最も適切な手段、設備を提供し、自然や人間の歩みを効果的に学習・体験する機会を、県民に等しく提供する機能。
	② 学校教育における地域学習を、県内外で効果的に支援できる機能。
	③ 年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する機能。
	④ 学芸員等を学校や公民館等に派遣し、各地域の児童・生徒や一般市民を対象として、上記のようなプログラムを実施する機能。
	⑤ 県外から離れた地域に対しては、上記のほか資料貸出しや出張展示等により博物館資料に触れる機会を提供する機能。
	⑥ 博覧会等の強化や県内での活動拡充、幼稚園・保育園や学校と連携した博物館利用を促進する機能。
5. 協働・連携と	① 自然や人間の歩みを自発的に学ぶ県民に対して、学芸員等が専門的な指導・助言を行う機能と、必要に応じて博物館の資料や図書、閲覧等のサービスを提供することができる機能。
	② 自然や人間の歩みに関し、他の博物館や資料館、大学等の研究機関、民間の研究者や愛好家などと協力・連携して、イベントの開催その他様々な連携事業を推進する機能。
	③ 県民の様々な活動成果を展示・発表する場の提供や県内博物館等への指導・助言や巡回展示等による連携・交流を促進する機能。

事業計画	
1.	【鳥取県の自然や歴史・民俗に関する資料の収集】 ① 鳥取県に関する地学、生物、歴史・民俗などの資料を体系的に収集し、県民の共有財産として継続的に充実させていく。
	【収集資料の保管と活用】 ② 収集した資料を適切、安全な環境の下で保存・管理し、国内外の研究者等の利活用を促進するとともに、一般の収集庫にはガラス窓を設け、資料の保管の様子を来場者がいつでも閲覧できるようにする。 ※収蔵庫の常時開扉は、庫内の資料に影響が出ない方法で行う。 ※常設展示や企画展示で積極的に鳥取藩ゆかりの連続制作品及び当田圃地にて代表される民衆運動による工芸品(以下総称して「連続制作品・ゆかりの民工芸品」という。)の展示又は展示会を開催することに対応するため、一般の連続制作品・ゆかりの民工芸品を引続き収集する。
2.	【常設展示】……「資料」が随時展示 【鳥取県を知るための融合展示】 ① 鳥取県の自然、歴史・民俗の貴重な「資料」を紹介し、その資料にまつわる様々な話を自然、歴史・民俗などの分野の壁にとらわれず、資料自身が語るように伝えることのできる展示室を新たに設け、本県の自然的・歴史的な個性を総合的に把握・理解してもらえようとする。 ・県民とともに作り上げることを心がけ、展示室内から議論が生まれる「学びの空間」となり、ここから鳥取県の新しい価値観が創り出されるようにする。
	【鳥取県に関する分野別展示】 ② 鳥取県の地学、生物、歴史・民俗の各分野について、学芸員の調査研究やその他の最新の研究成果などを踏まえた専門的な知見をわかりやすく展示する。 ・期間限定で展示替えするコーナーを設け、新収集コレクションや最新の話題を随時展示する。それらについては、学芸員以外の研究者や愛好家等も参画・協働できるようにする。 ・歴史・民俗分野の常設展示において、鳥取藩の歴史を物語る連続制作品や当時の美術工芸品を歴史・民俗資料として混合展示を行う。
	【企画展示】……自然や歴史・民俗分野の展示会は、2ヶ月程度にわたる長期開催(県立の展示会の充実) ※学芸員を増員し、展示会の回数を増やすことも検討する。 ③ (国内外の貴重な資料を展示できる展示会(年1回程度)) ・自然と人間の歩みについて世界や日本の多様な状況を学ぶことのできる機会を県民に提供する。
	④ (鳥取県の自然や歴史・民俗に関する展示会(年1回程度)) ・鳥取県に関する最新の知見や新たな発見を紹介し、本県のアイデンティティ強化に資する。
	⑤ (県立美術館(新館)主催の美術展覧会等の開催) ・県内各地でも県民等が継続的に美術展覧会を鑑賞できる機会を確保する。
3.	……「収集資料」に基づく開かれた調査研究活動 【収集資料の整理と研究】 ① 収集した資料を活用できるよう、整理と登録を優先的に行っていく。 ・整理された資料を、県外の機関とも連携しながら、積極的に調査研究し、鳥取県の「過去」と「現在」を明らかにしていく。
	【自録・データベースの提供と「研究報告」の発行】 ② 整理された資料を自録・データベースとして提供し、また調査研究成果を「研究報告」として定期的に発行する。このことで、成果を県民等に還元するとともに、国内外の研究者等の参画・協力を促す。
4.	……100人以上が収容できる多目的大スペース(講義、講座、発表会場など)を複数 【調査・講演会・懇話会・ワークショップ等の充実】 ① 様々な使用形態に対応可能な多目的大スペースを新設し、リノベーションし、学校など大人数の団体や幅広い年齢層を対象に、多様な学習ニーズに応える機会(大規模な会議を仕切つてのワークショップ、パネル発表、実践発表など)を提供する。 ・年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する。 ・学芸員の仕事(資料の整理や調査、展示の準備など)を紹介するプログラム等も実施し、博物館活動への理解や関心を深め、積極的な参画を促す契機とする。
	② 【アウトリーチ活動】 ・博物館から離れた地域を重点に、公民館や学校等への学芸員派遣、テーマを定めた貸出し資料キットの作成、県内各地における出張展示などを行い、全ての県民に主体的な学習の機会を提供する。 ・その際には、県内の他の博物館(類似施設)と連携しつつ、役割を分担し、各地域における学習機会の格差是正と学習内容の個性化を図る。
	③ 【学校教育活動の支援】 ・学校給食における博物館利用を促進するため、博覧会を強化するとともに、扶養児童や減収、後援等でクラスを挙げて実施した際には、多目的大スペースを活用することで、来場者サービスの充実を図りつつ、活動内容も充実させる。 ・小学校と連携し、発達段階に即した博物館利用法を考えていき、県内のすべての小学生が有効に利用できるようにする。
5.	……県民の生涯学習の場 【ボランティアや任意団体等による博物館活動の活性化】 ① 資料の整理や登録、自然標本の同定、古文書の解読などをボランティア等に支えられて着実に推進する。同時に、ボランティアたる県民に生涯学習の機会を提供し、博物館事業と県民活動との融合を図る。
	② 【研究機関等との連携事業の推進】 ・大学等の研究機関や民間の研究者や愛好家などと協力・連携して、多様なシンポジウム、研究発表会等を開催し、多岐にわたる研究活動を展開する。
	③ 【県民の活動成果の発表機会の提供】 ・企画展示室で県民の様々な活動成果を展示・発表する場として積極的に提供する(貸し出し)。展示・発表の内容については、自然、歴史・民俗関係に限らず、産業や芸術など県民の幅広い活動の成果発表等に活用できるようにする。
	④ 【県内他館との連携】 ・県内に市町村や民間団体が設置している博物館(類似施設)に対し、収集資料の整理・保管や展示方法の改善について助言・指導を行ったり、共同で巡回展示や連携講座を実施したりして、それらの施設との連携・交流を強化する。

主な施設・設備(必要面積)		【現状】	【再配置案】(必要面積との相違への対応等)	
<p>※青字は現施設にはないもの。</p> <p>収蔵庫</p> <p>自然収蔵庫 ・地学、動物、昆虫、植物</p> <p>人文収蔵庫 ・歴史、近現代、民俗、考古</p> <p>美術収蔵庫 ・一層の美術師作品・ゆかりの民芸作品</p> <p>展示機材保管庫</p>	<p>民俗や動物など一部の収蔵庫はガラス窓による換気が可能にする。</p> <p>一部の展示機材等を引き続き収蔵。</p> <p>資料の種類や同じ温度湿度管理が必要な資料ごとの収蔵。</p> <p>収蔵庫の一部は、恒温恒湿の24時間空調を要する。</p> <p>【必要面積】</p> <p>(自然)現状781.2+不足分828.4(増加分46.8)=1305.5</p> <p>(人文)現状735.8+不足分589.3+増加分113.9=美術収蔵庫99.0+1320.0(美術)99.0(※「美術収蔵庫」)</p>	<p>自然 1,130.5 m²</p> <p>人文 1,320.0 m²</p> <p>美術 99.0 m²</p>	<p>【現状】</p> <p>※美術分府含む</p> <p>自然 706.2 m²</p> <p>人文 830.0 m²</p> <p>美術 550.0 m²</p> <p>※屋外・緑地倉庫含む</p>	
<p>展示機材保管庫</p>			<p>現在の第3特別展示室を使用(※一部展示機材等により収蔵力アップ=500m²相当)。</p> <p>現在の第1特別展示室を使用(※一部展示機材等により収蔵力アップ=1,700m²相当)。</p> <p>現在の収蔵庫を使用(※一部展示機材等により収蔵力アップ=1,700m²相当)。</p> <p>地層 695m² - 資料保管庫、史料倉庫、倉庫など</p> <p>1F 1,000m² - 1階以下倉庫</p> <p>3F 490m² - 資料保管庫、美術収蔵庫(一部の美術師作品等)</p> <p>※岩石など温度湿度の影響が少ない資料は、展示倉庫等での保管も検討</p>	
<p>頂上室</p>	300 m ²		<p>展示機材等は施設設備を活用して併設等で行う。</p>	
<p>収蔵設備 計</p>	2,578.5 m ²	2,086.2 m ²	2,644.2 m ²	
<p>※屋内のみ=1,517.0 m²</p>		※屋内のみ=1,517.0 m ²	※一部収蔵機材等により収蔵力アップ=2,550m ² 相当に ※屋外倉庫60.2m ² 、緑地倉庫499.0m ²	
<p>常設展示室</p>	1,000.0 m ²	1,280.0 m ²	自然 515.0 m ²	
<p>※鳥取県を招くための総合展示、展示と展示機材等との展示を新たに追加</p>			人文 515.0 m ²	
<p>企画展示室</p>	1,000.0 m ²	1,404.0 m ²	1,030.0 m ²	
<p>※人文・自然系の展示会の他、美術系の展示会等にも活用</p>			※現在の第1特別展示室及び第2特別展示室を使用	
<p>展示 計</p>	2,000.0 m ²	2,684.0 m ²	2,060.0 m ²	
<p>※美術展示室・第3特別展示室含む</p>		※美術展示室・第3特別展示室含む		
<p>人文研究室A、執務室、修復室、研究用図書室</p>	<p>・執務室:5m²×25人(共用部分含む)=150m²</p> <p>・研究室、修復室、現在の準備作業室約150m²(約1.6倍=210m²)</p> <p>・人文、自然の各研究用図書室:2階対とも図書室約100m²(約1.5倍×2階分)=300m²</p>	660.0 m ²	437.0 m ²	<p>128.0 m²</p> <p>108.0 m²</p> <p>159.0 m²</p> <p>395.0 m²</p>
<p>人文研究室B、作業室</p>				
<p>自然研究室、執務室、研究用図書室</p>				
<p>小計</p>	660.0 m ²	437.0 m ²	395.0 m ²	
<p>資料写真撮影室</p>	100.0 m ²			
<p>資料取扱室</p>	100.0 m ²			
<p>調査研究 計</p>	800.0 m ²	437.0 m ²	395.0 m ²	
<p>大型柱間を併せられる広さ</p>				
<p>同上</p>				
<p>南棟(89m)等の改修で対応。(撮影と点検は時間を分けて実施でき、同じ場所でも可)</p>				
<p>情報室(図書・映像)</p>	130.0 m ²	111.0 m ²	153.0 m ²	
<p>現史料閲覧室約100m²の1.3倍程度</p>			現在の史料閲覧室を拡張	
<p>多目的スペース</p>	300.0 m ²	205.0 m ²	280.0 m ²	
<p>100人以上収容可能</p> <p>休憩、昼食に利用可能</p> <p>講演、講座、ワークショップの開催が可能</p>			現在の美術展示室(1F)を使用	
<p>体験実習室</p>	300.0 m ²			
<p>最大会議室約100m²と準備スペース約50m²の計150m²×2コマ同時開催分</p>			多目的スペースに体験実習が行える設備を設け、そこを活用	
<p>ボランティア室</p>	20.0 m ²			
<p>ボランティアの休憩・ミーティング用で、現者機具控室程度</p>			現在の資料保管庫(2F)を使用	
<p>教育普及 計</p>	750.0 m ²	317.0 m ²	435.0 m ²	
<p>【管理・共用空間等】</p>				
<p>共用空間(エントランス、廊下、トイレ、休憩コーナー等)</p>	3,510.0 m ²	3,066.0 m ²	3,066.0 m ²	
<p>他施設における標準的な占有率:正床面積×30%</p>				
<p>ショップ等</p>	180.0 m ²	182.0 m ²	180.0 m ²	
<p>展示室・事務室</p>	94.0 m ²	94.0 m ²	94.0 m ²	
<p>応接室、会議室</p>	160.0 m ²	197.0 m ²	160.0 m ²	
<p>スタッフルーム</p>	20.0 m ²	20.0 m ²	20.0 m ²	
<p>電気・機械室</p>	1,170.0 m ²	1,076.0 m ²	1,076.0 m ²	
<p>待合室</p>	400.0 m ²	99.0 m ²	138.0 m ²	
<p>トラックヤードの屋内化</p>			トラックヤードの屋内化は、施設の新築上不可能である。	
<p>管理・共有スペース 計</p>	5,534.0 m ²	4,734.0 m ²	4,734.0 m ²	
<p>※1F倉庫含む</p>		※1F倉庫含む		
<p>合計</p>	11,723.5 m ²	10,288.2 m ²	10,288.2 m ²	
<p>※屋内のみ=9,689.0 m²</p>		※屋内のみ=9,689.0 m ²	※屋内のみ=9,689.0 m ²	

〔図〕 改修後の各階・室の再配置

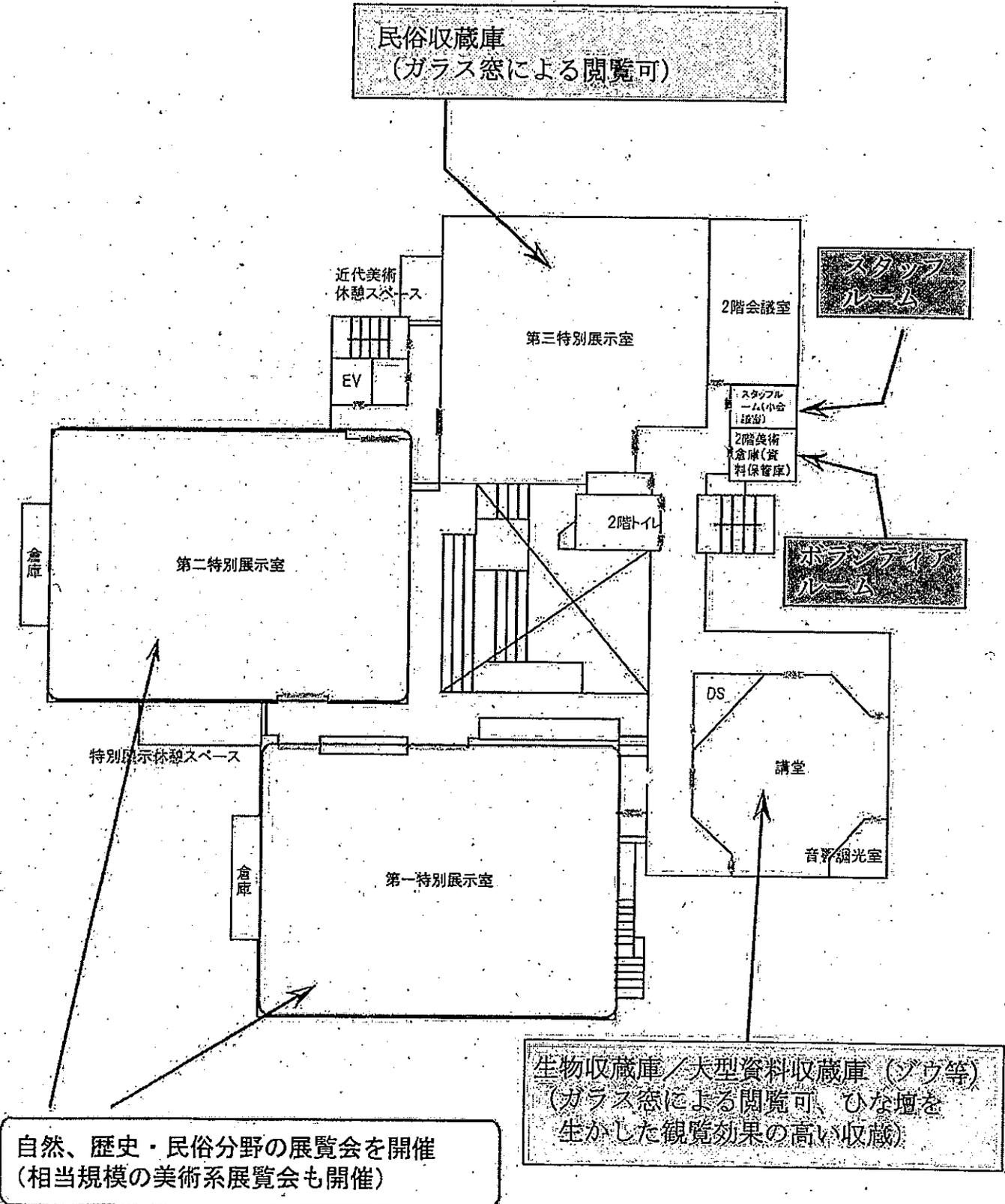
1 階



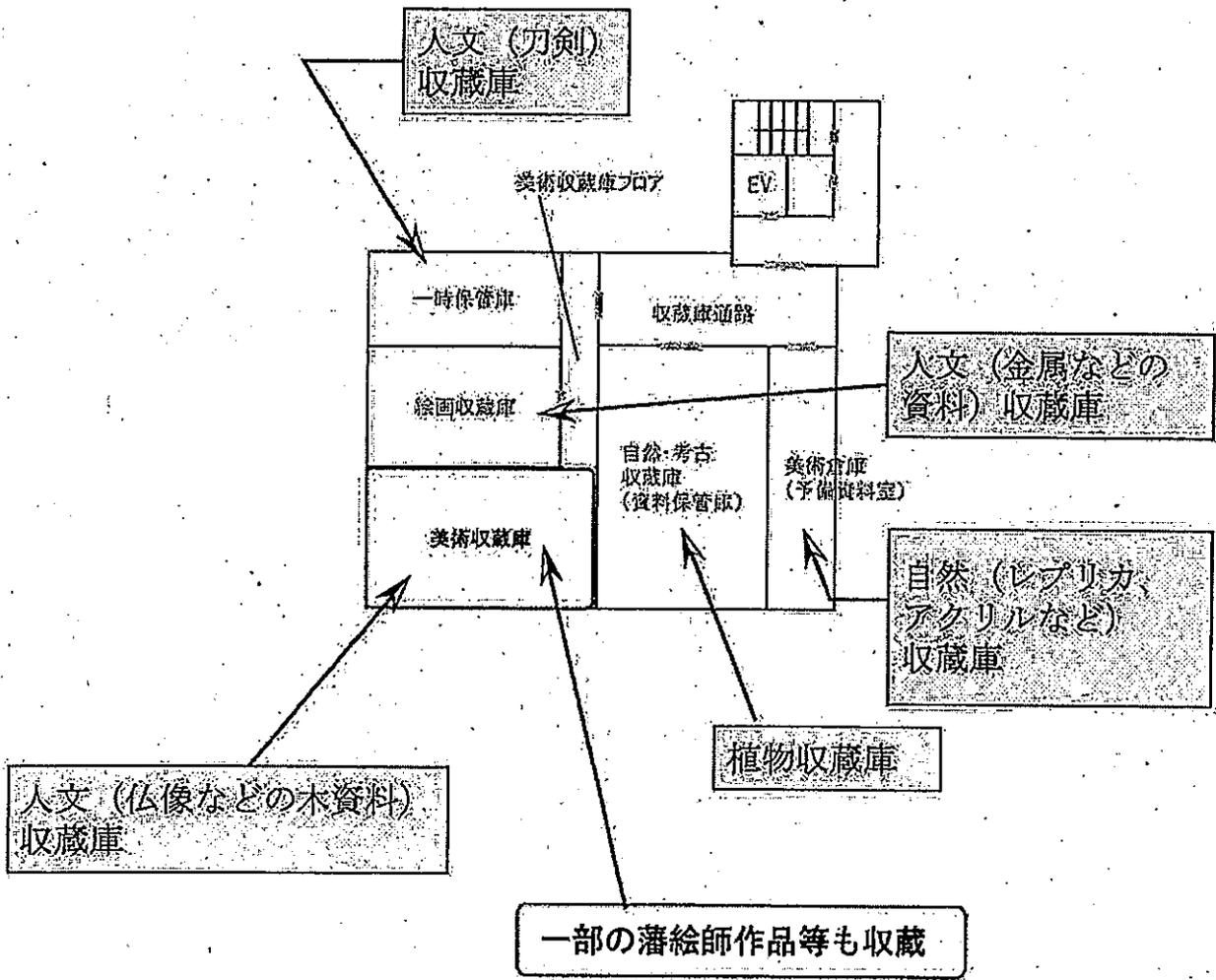
鳥取県を知るための
融合展示を追加

人文常展内で藩絵師作品等も歴史・民俗資料として混合展示

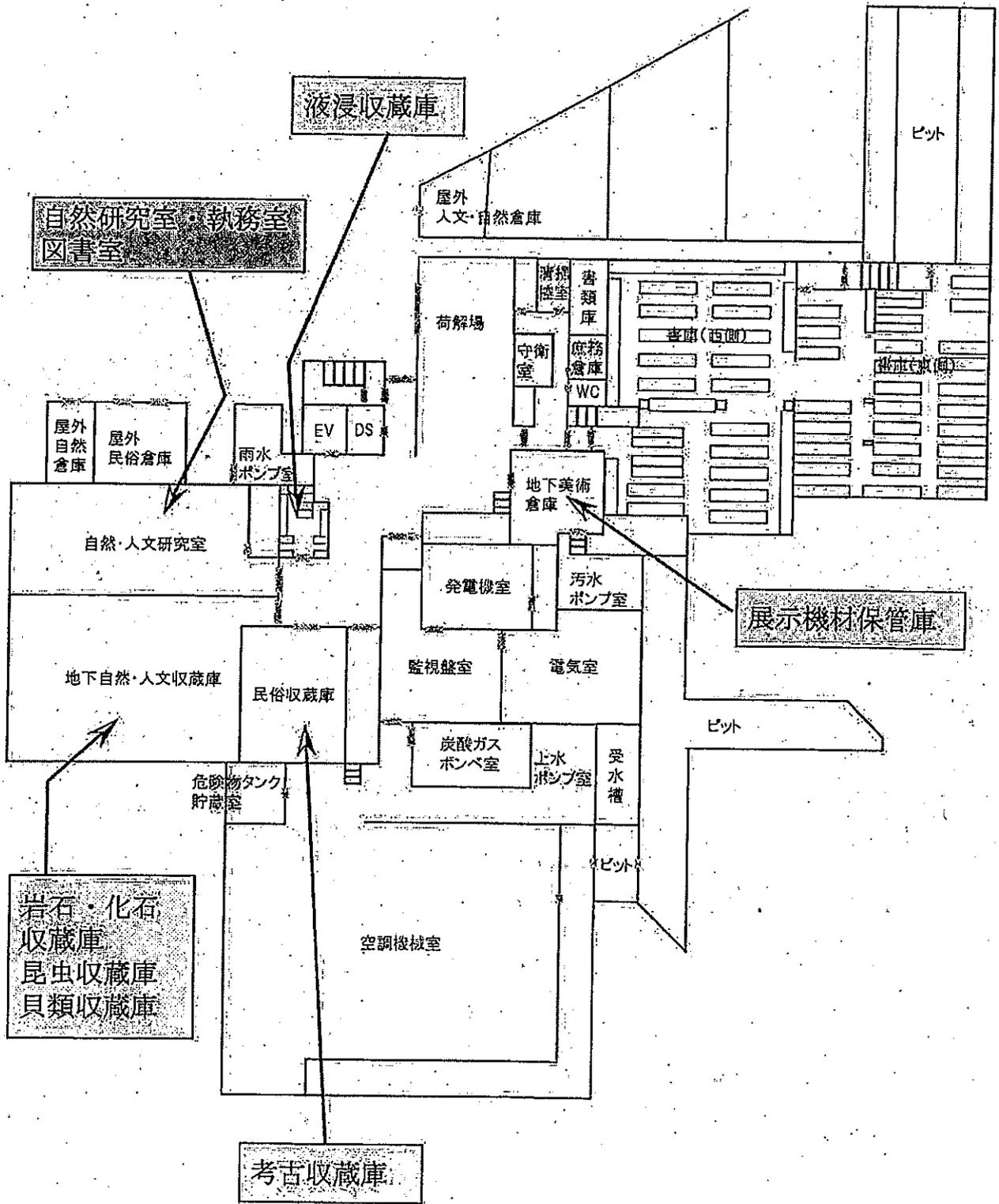
2 階



3 階



地階



[表2] 各室面積等の現状と改修後の比較

(単位: m²)

区分	現状(A)		改修後案(B)		増減 (B)-(A)	
	積室名等	面積	積室名等	面積		
収集保管	自然	3F(自然・考古収蔵庫の一部)、B1F(自然・人文収蔵庫の一部、昆虫収蔵庫、屋外倉庫(植物標本等収蔵)、緑風倉庫(化石・岩石・図書等収蔵(展示機材等含む))	706.2	3F(レプリカ等収蔵、植物標本等収蔵)、B1F(岩石・化石・昆虫・貝類等収蔵、液浸標本収蔵)、屋外倉庫(植物標本等収蔵)、緑風倉庫(化石・岩石・図書等収蔵(展示機材等含む))	1,115.0	408.8
	人文	3F(自然・考古収蔵庫の一部)、B1F(自然・人文収蔵庫の一部)、屋外民俗倉庫(大型農具等)、人文・自然倉庫(土器等)、緑風倉庫(図書等)	830.0	3F(仏像など木資料、金属資料等、刀剣)、屋外民俗倉庫(大型農具等)、人文・自然倉庫(土器等)、緑風倉庫(図書等)	1,430.2	600.2
	美術	3F(美術収蔵庫、絵画収蔵庫、一時保管庫、通路、予備資料室)、2F(資料保管庫(絵画)、1F(階段下倉庫(彫刻))、B1F(美術倉庫(彫刻))、緑風倉庫(図書等)	550.0	鳥取藩絵師作品等	99.0	△ 451.0
	計		2,086.2		2,644.2	558.0
展示	企画展示	第1～第3特別展示室	1,404.0	現第1・第2展示室	1,030.0	△ 374.0
	常設展示	自然展示室、歴史・民俗展示室、美術展示室	1,290.0	自然展示室(歴史・民俗との融合展示あり)、歴史民俗展示室(鳥取藩絵師作品等の混合展示あり)	1,030.0	△ 260.0
	計		2,694.0		2,060.0	△ 634.0
調査研究	学芸執務室、図書室(研究用図書室・美術研究室)、準備工作室(自然・人文研究室)	437.0	人文執務室・研究室・修復室・研究用図書室・作業室、自然執務室・研究室・研究用図書室	395.0	△ 42.0	
教育普及	講堂・映写室、史料閲覧室	317.0	ボランティアルーム、多目的スペース、情報室(図書・映像)	435.0	118.0	
管理・共用	共用空間	エントランス(ミュージアム・ショップ含む)、廊下、トイレ、休憩コーナー等	3,248.0	エントランス(ミュージアム・ショップ含む)、廊下、トイレ、休憩コーナー等	3,248.0	0.0
	管理・総務	館長室、応接室、総務課、1・2F会議室、荷解場、電気・機械室	1,486.0	館長室、応接室、総務課、1・2F会議室、荷解場、電気・機械室	1,486.0	0.0
	計		4,734.0		4,734.0	0.0
合計		10,268.2		10,268.2	0.0	

※屋外倉庫、緑風倉庫を除く延床面積は9,699.0m²(改修後案も同じ)。

第6章 改修後の想定利用者数と運営経費見込み

前2章に掲げた計画に基づき事業を展開し、また施設・設備を改修した後の県博の利用者数を次のとおり想定し、また、当該利用者数等を前提とした収支の運営経費は、それぞれ次のとおり見込む。

1 想定利用者数（見込み）

1 常設展示関連

(単位：人)

内容	平成26実績	想定利用者数	想定利用者数の考え方
① 常設展示室 (新規・収蔵庫観覧)	31,910 (注1)	42,642	・平成24～26実績：平均34,220人/年×1.1倍=37,642人 ・融合展示の新設や学校等の利用促進による増：5,000人
合計	31,910	42,642	

2 企画展示関連

(単位：人)

内容	平成26実績	想定利用者数	想定利用者数の考え方
① 国内外の展覧会	11,695	19,748	・H26実績は「胸キュン☆サンゴ展」のもの ・平成24～26実績：平均13,165人をベースに、開催期間を2倍(2ヶ月程度)にすることで入場者数を1.5倍とする。
② 鳥取の展覧会	2,906	4,692	・H26実績は「大麒麟獅子展」のもの ・平成24～26実績：平均3,128人をベースに、開催期間を2倍(2ヶ月程度)にすることで入場者数を1.5倍とする。
合計	14,601	24,440	

3 調査研究関連

(単位：人)

内容	平成26実績	想定利用者数	想定利用者数の考え方
① 研究相談	100	110	通常平均100人/年×約1.1倍
② 収集資料の研究利用 (研究者来館に限る)	0	50	(1人/週)×50週
合計	100	160	

4 教育普及関連

(単位：人)

内容	平成26実績	想定利用者数	想定利用者数の考え方
① 講座・観察会等	1,810	1,909	平成24～26実績(平均人1,735/年)×約1.1倍
② アウトリーチ(学芸員派遣、移動博物館等)	6,630	4,471	平成24～26実績(平均4,065人/年)×約1.1倍
合計	8,440	6,380	

5 県民との連携関連

(単位：人)

内 容		平成 26 実績	想定利用者数	想定利用者数の考え方
①	ボランティア活動 (来館分)	240	500	(10人/週) × 50 週
②	企画展示室(貸館/共 催企画も含む)	14,193 (注2)	15,449	平成 24~26 実績(平均 14,045 人/年) × 約 1.1 倍
③	会議室・講堂等貸館	1,541	1,632	平成 24~26 実績(平均 1,484 人/年) × 約 1.1 倍
合 計		15,974	17,581	

総 計

71,025

91,203

128%

注1：3分野(自然・人文・美術)全体の実績

注2：殆どが美術関連の企画

2 運営経費の試算

《収 入》

(単位：千円)

項 目	現状 (H 2 6)		試算額	試算の考え方
	県博全体(注)	うち自然・人文		
入館料収入 (常設展)	6,574	2,567	1,512	○4.2万人×0.2×180円=1,512千円 ・入館料180円 ・有料入館者が20%(平成24~26実績平均) として試算。
入館料収入 (企画展)			6,480	○2.4万人×0.45×600円=6,480千円 ・入館料600円(H27実績の平均[自然700円、 人文500円]) ・有料入館者が45%(平成24~26実績平均) として試算。
展示室使用料 収入	699	699	699	平成24~26実績(平均1,484人/年)×約1.1 倍
協賛金・雑入等	2,221	2,221	2,221	※現在の協賛金が継続する前提
一般財源	413,182	288,609	289,268	支出合計から、上記収入を除いた額
計	422,676	294,096	300,180	102%

《支 出》

(単位：千円)

項 目	現状 (H 2 6)		試算額	試算の考え方
	県博全体(注)	うち自然・人文		
職員人件費	176,470	117,366	117,366	現員から美術関係職員を差し引いた常勤職員数 ×県職員の平均給与額 館長1、学芸課長1、総務部門5(課長・補佐2・主事2) 学芸部門 自然担当4、普及担当1、人文担当5
施設管理費	88,654	88,654	88,654	新美術館が建設されて美術部門が現施設から無 くなくても、施設の大きさ等が変わらない以上、 エレベーター保守、植栽管理、光熱水費、警備

				関係など管理費は引き続き同額が必要として算定。
企画展覧会運営費	76,094	30,418	36,502	企画展は現行の2回のみとするが、会期を2ヶ月程度に延ばすことから、経費は1.2倍くらいかかるものとして算定。
常設展示運営費	16,168	8,168	8,168	
教育普及事業	7,757	3,957	3,957	
調査研究事業費	57,533	45,533	45,533	
計	422,676	294,096	300,180	102%

(注) 収入、支出とも山陰海岸学習館及び美術品取得関係を除く決算額である。

第7章 より効率的な改修・運営計画手法の検討

1 現状・課題検討委員会による提言

以上、現施設について県直営で改修整備して管理運営することを前提に検討を進めてきたが、それらをより効果的・効率的に行うためには、民間の技術・ノウハウや資金・活力をもっと積極的に導入することも考えてみる必要がある。これについて現状・課題検討委員会は、次のように指摘されている。

(1) 地方独立行政法人制度について

地方独立行政法人化については、①効率化が行き過ぎないようにすることと②独立のメリットが期待できる規模とすることに留意する必要があるが、県立博物館と市町村立の博物館・美術館、歴史民俗資料館等を一括して運営する地方独立行政法人(以下「一括独法」という。)は、各施設の運営負担の全体的軽減や施設間の連携強化、各施設のレベルアップ、広域的なサービス展開等を可能とする。

その中核的役割を担うことは、本県の中心的博物館たる県博の使命であり、県博自身の課題である地域や住民との連携・協働を推進することにも大いに役立つものである。市町村と一緒に、検討を進めていく必要がある。

(2) 指定管理者制度について

指定管理者制度については、①指定管理期間が短く継続して指定を受けられる保証がないことや②博物館、美術館等の特性を踏まえつつ指定管理の条件や業務範囲を設定することなどに留意する必要があるが、民間ノウハウを導入することで、来館者サービスの向上、利用者の利便性向上等による来館者増や効果的・効率的な運営による経費節減が期待されるなどの効果が見込まれるため、検討を進めていく必要がある。

2 現状・課題検討委員会の提言に対応した検討状況

(1) 地方独立行政法人による運営について

地方独立行政法人による運営については、美術館整備基本構想(以下「美術館構想」という。)検討時に県と市町村が所有する各施設を共同で運営する一括独法化の設立可能性が検討された結果、参画意思のある市町村が少なく、スケールメリットが期待できないことから、一括独法化について検討を進めるのは当面難しいとされ、現施設においても同様の状況になると考えられる。

(2) 指定管理者による運営について

指定管理者による運営についても、(1)と併せて美術館構想において検討され、メリット・デメリット比較等を経て、公共施設の指定管理については、過度な効率性や収益性の追求が施設本来の公共的な在り方、施設の公益的な設置目的を阻害することへの危惧があることも勘案し、そのようなことにならないよう留意しながら、新しい美術館を指定管理者に運営させることについて、引き続き検討し、指定管理とする場合でも美術館の管理部門の業務のみをその対象とする一部指定を念頭に検討を進めるものとされた。

この考え方は、現施設にも適用されうるものであることから、両館に共通する課題として検討する必要がある。

3 鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針に基づく検討

現施設の改修整備を進めるにあたっては、「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」(平成28年3月29日制定)により、従来型手法(県の直営実施)に優先してPPP/PFI手法を検討するなど具体的な整備手法について工夫を図っていくこととなるが、県立美術館整備スケジュールを踏まえての改修整備となり、相当の年数が必要となることから、改めて、適当となる時期において施設・整備改修費等も含めた具体的な検討を進めていくこととする。

(参考：鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針抜粋)

1 検討対象事業

県で実施する以下の公共施設・設備整備事業(公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。以下「公共施設整備事業」という。)については、PPP/PFIの活用を検討することとする。

①事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修)

②単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等)

(略)

また、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても、PPP/PFI手法の活用について検討を行うことができるものとする。

第8章 今後の進め方

現施設の改修及びその後の運営の方向等について、鳥取県立博物館協議会による審議を踏まえ、県教育委員会として、現時点での基本構想の中間とりまとめを行うものである。

この「中間まとめ」は、博物館の整備・運営手法以外についての考え方を整理したものであり、県立美術館整備スケジュール等を踏まえながら、改めてPPP/PFI優先方針に基づく整備・運営手法の検討を行ない、さらにその時点での必要な修正を踏まえて最終的なとりまとめを行うことが必要である。

また、本構想に掲げた、施設設備等の改修工事並びにリニューアルオープン後の自然、歴史・民俗分野が目ざす機能や事業を実現していくためには、美術館整備の進捗と密接に連動しつつ、博物館機能の担い手たる学芸員をはじめとした館職員が協働して準備を進めるとともに、様々な関係団体や有識者、利用者等の意見や要望、更には民間のノウハウ等も参考にしながら検討を進めていくことが必要である。

特に、美術分野が独立することで収蔵資料の増加に伴う狭隘化の問題がある程度解消できるが、反面、美術館が倉吉市に新築されることにより、東部地域で美術作品を鑑賞したり発表する機会が減少することが懸念され、東部地域の県民の方を中心にして、現施設での美術分野の事業展開等の維持を強く要望されていることに配慮する必要がある。

そのほか、現施設の改修工事期間中は、全ての収蔵物品を館外で保管・管理する必要があり、当該一時保管の課題も加える必要がある。

いずれにしても、現施設のリニューアルオープンは、平成36年度に予定されている美術館開館後の改修工事を経た後であり、現在から10年程度先になることから、その頃には博物館の利用ニーズや社会経済情勢等も相当変化していると予想されることから、適当な時期に本基本構想を時点修正することも必要である。

このように、美術館整備に係る検討状況を踏まえながら本構想の検討を行ってきたが、本構想は平成29年度までの利用者ニーズ等を踏まえた内容であり、前述による時点修正の検討機会を設けることのほか、構想に記載した事業計画の中には改修前であっても対応可能なものがあることから、できるところから順次実践して必要な改善・充実を図っていく必要があり、鳥取県教育委員会として今から努力していきたい。

企画展 伯耆国「大山開山1300年祭」 大いなる神仏の山 大山

— その歴史と民俗 — の開催について

平成30年5月21日
博 物 館

企画展「大いなる神仏の山 大山」を下記のとおり開催します。

1 概 要

平成30年(2018年)は、大山が開かれたという養老2年(718年)から1300年に当たります。古来、大山を「神」とする山岳信仰があり、平安時代に大山寺が開基されて以降、地藏信仰のメッカとして、また牛馬の守護神として全国にその名を馳せました。

近年、大山寺の僧坊跡調査によって中世にさかのぼる貴重な遺物が出土し、全国的な注目を浴びました。さらに、平成28年には「地藏信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」として日本遺産に認定され、大山に関する文化財の魅力が再評価されています。

本展では、大山寺や大神山神社が所蔵する重宝を中心に、全国に点在する大山関係資料を一堂に展示します。あわせて初公開となる大山寺中興の祖・豪円関係資料も紹介します。

〈展示内容〉

- (1) 古代・中世の大山
- (2) 国指定史跡 大山寺旧境内
- (3) 大山の靈宝
- (4) 国立公園 大山
- (5) 大山の民俗

2 会 期

平成30年6月2日(土)から同年7月1日(日)まで
(29日間、休館日:6月18日(月)、会期中の金曜・土曜は午後7時まで延長開館)

3 会 場

鳥取県立博物館 第1・第2特別展示室

4 主 催

「大大山展」実行委員会(鳥取県立博物館・山陰中央テレビジョン放送株式会社)

5 関連行事

- (1) ギャラリートーク 6月3日(日)、24日(日)
- (2) 民俗講座「大山と地藏菩薩」当館学芸員 6月3日(日)
- (3) 講演会『大山寺縁起』が語るもの 長谷部八朗氏(駒澤大学学長) 6月10日(日)
- (4) 歴史と民俗を訪ねる会 in 大山 6月17日(日)
- (5) 歴史講座「大山の仏教美術」中田利枝子氏(岡山県立博物館統括学芸員) 6月24日(日)

6 観覧料

一般700円(団体・前売・大学生・70歳以上の方500円)

障がいのある方・要介護者等およびその介護者、難病患者の方、学校教育活動での引率者は観覧無料。

平成29年度学校給食における県内産食材の使用状況及び取組について

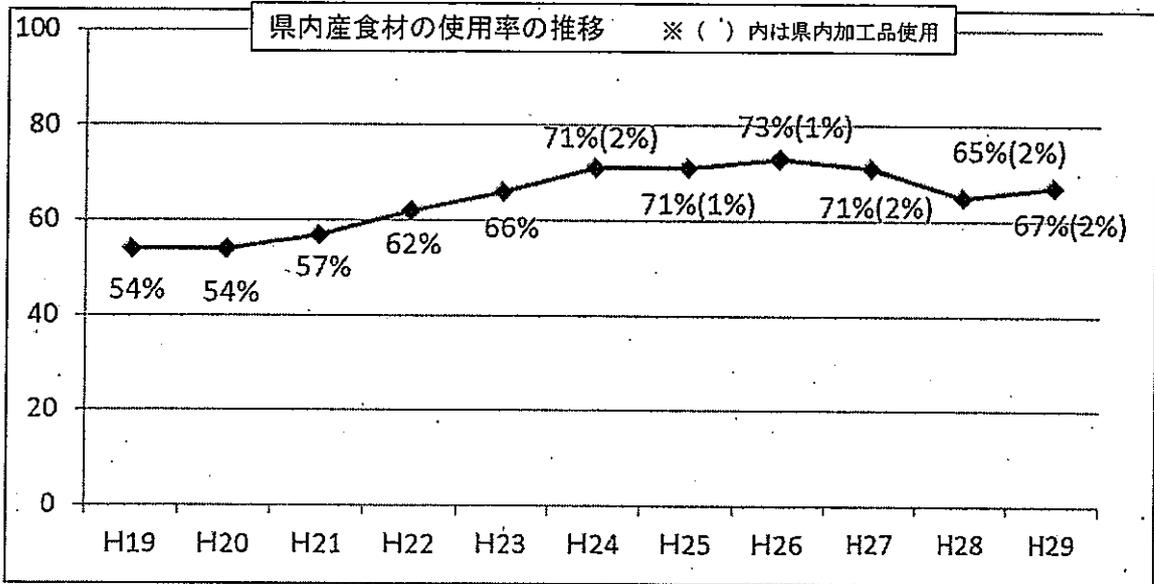
平成30年5月21日
 体 育 保 健 課

1 県内産食材の使用状況

(1) 学校給食用食材の生産地別使用状況調査結果

平成29年度の県産品食材の使用率は67%（うち県内加工品使用率は2%）であった。また、調査対象44品目のうち、県産品使用率100%の食材は14品目であった。

学校給食で使用頻度が多い野菜の使用量が増加したことや、使用量の多い4市のうち、2市において使用率が増加していることにより全体の使用率が増加している。



(2) 調査対象44品目以外の県内産食材の活用事例

- 中海の海藻堆肥を使用して栽培された海藻米の使用（境港市）
- 地域生産者が栽培した野菜類や加工品の使用（小松菜、チンゲンサイ、ピーマン、にんにく、こんにゃく、らっきょう等）
- 休耕田を活用して養殖されたホンモロコの使用
- 泊漁港で養殖されたワカメの使用、東郷湖で収穫されたシジミの使用（湯梨浜町）
- ジビエ（シカ肉・イノシシ）の活用については、9市町村（八頭町、智頭町、若桜町、湯梨浜町、三朝町、境港市、南部町、日吉津村、大山町）と前年（4町）と比較して倍以上に増加

2 平成29年度の主な取組

- 学校給食関係者、関係機関を対象とした県産品利用（地産地消）推進会議の開催（6/20）
- 栄養教諭等を対象とした地場産物を活用した学校給食調理講習会（ジビエ料理）を開催（11/17）
- 給食時間の指導等に活用するための食育教材パネルを作成
- 食育の日（毎月19日）、食育月間、とっとり県民の日、全国学校給食週間等の取組を通じ、県内産食材を活用した学校給食の提供と、献立を活用した食に関する指導を推進

3 今後の取組

- 県内産食材活用に関する情報の共有を図り、使用率の維持及び向上を図る。
- 身近な地域の産業や食文化への理解を深め、郷土を大切にする心を育むよう、県内産食材を活用した食に関する指導の充実を図る。

(様式1)

平成29年度 学校給食用食材の生産地別使用状況調査(市町村別)

米、麦、牛乳を除く主な使用食材44品目の使用実態を使用重量の割合でまとめたものである。

平成29年度合計

区分	県産品利用								その他				計	
	<地産地消>		県内加工				県産品利用計		④国内産(原材料)		⑤外国産(原材料)			
	①県内産(原材料)		②原材料:国内産		③原材料:外国産									
	使用量(kg)	使用比率	使用量(kg)	使用比率	使用量(kg)	使用比率	使用量(kg)	使用比率	使用量(kg)	使用比率	使用量(kg)	使用比率		
鳥取市	旧鳥取市	214,868	60%	0	0%	7,211	2%	222,079	62%	134,128	38%	0	0%	356,207
	国府	21,969	70%	26	0%	0	0%	21,995	70%	9,468	30%	0	0%	31,464
	河原	23,643	88%	0	0%	208	1%	23,851	89%	2,900	11%	0	0%	26,750
	気高	17,778	78%	0	0%	0	0%	17,778	78%	5,095	22%	29	0%	22,902
	鹿野	7,383	86%	0	0%	0	0%	7,383	86%	1,236	14%	0	0%	8,618
	青谷	7,706	76%	1	0%	274	3%	7,981	79%	2,069	21%	27	0%	10,077
	合計	293,347	64%	27	0%	7,693	2%	301,067	66%	154,896	34%	56	0%	456,018
米子市	176,663	53%	0	0%	0	0%	176,663	53%	157,510	47%	380	0%	334,553	
倉吉市	89,580	66%	0	0%	4,038	3%	93,618	69%	42,010	31%	530	0%	136,158	
境港市	37,197	48%	367	0%	13	0%	37,577	49%	39,632	51%	0	0%	77,209	
八頭町	27,709	70%	891	2%	0	0%	28,601	72%	10,883	28%	0	0%	39,484	
智頭町	11,074	80%	26	0%	456	3%	11,556	83%	2,345	17%	0	0%	13,901	
岩美町	18,757	75%	0	0%	497	2%	19,254	76%	5,919	24%	0	0%	25,173	
若桜町	4,478	81%	0	0%	0	0%	4,478	81%	1,043	19%	0	0%	5,522	
湯梨浜町	羽合	23,081	82%	0	0%	218	1%	23,299	82%	4,988	18%	0	0%	28,287
	泊	3,587	89%	0	0%	95	2%	3,682	91%	369	9%	0	0%	4,051
	東郷	10,707	79%	815	6%	62	0%	11,583	85%	1,976	15%	0	0%	13,560
	合計	37,374	81%	815	2%	376	1%	38,564	84%	7,334	16%	0	0%	45,898
三朝町	19,375	95%	0	0%	78	0%	19,453	96%	870	4%	0	0%	20,323	
北栄町	40,515	95%	0	0%	0	0%	40,515	95%	2,039	5%	0	0%	42,554	
琴浦町	29,873	73%	1,929	5%	178	0%	31,979	78%	9,133	22%	91.8	0%	41,203	
大山町	中山	7,119	76%	22	0%	0	0%	7,141	76%	2,213	24%	25	0%	9,380
	名和	12,858	83%	0	0%	0	0%	12,858	83%	2,556	17%	0	0%	15,414
	大山	15,227	87%	0	0%	0	0%	15,227	87%	2,354	13%	0	0%	17,581
	合計	35,204	83%	22	0%	0	0%	35,226	83%	7,123	17%	25	0%	42,374
日吉津村	4,947	87%	44	1%	0	0%	4,991	88%	678	12%	0	0%	5,669	
伯耆町	26,860	93%	0	0%	0	0%	26,860	93%	1,915	7%	0	0%	28,775	
南部町	西伯	13,402	77%	12	0%	0	0%	13,413	77%	4,073	23%	0	0%	17,486
	会見	7,211	80%	0	0%	0	0%	7,211	80%	1,816	20%	0	0%	9,027
	合計	20,613	78%	12	0%	0	0%	20,625	78%	5,888	22%	0	0%	26,513
江府町	3,930	76%	16	0%	0	0%	3,946	76%	1,240	24%	0	0%	5,185	
日野町	4,251	72%	1	0%	0	0%	4,252	72%	1,669	28%	12.7	0%	5,934	
日南町	5,628	70%	0	0%	359	4%	5,987	74%	2,051	26%	0	0%	8,038	
総合計	887,374	65%	4,150	0%	13,686	1%	905,210	67%	454,178	33%	1,096	0%	1,360,484	

県産品利用計(①+②+③)	使用量(kg)	905,210	使用比率	67%
---------------	---------	---------	------	-----

※個々のデータを四捨五入で入力しているため、合計が100%にならない場合や合計値に若干誤差が生じる場合があります。

(様式1)

平成29年度 学校給食用食材の生産地別使用状況調査

市町村 平成29年度合計

区分	県産品利用								その他				計	
	<産地消> ①県内産(原材料)		県内加工				県産品利用計		④国内産(原材料)		⑤外国産(原材料)			
	使用量(kg)	使用比率(%)	使用量(kg)	使用比率(%)	使用量(kg)	使用比率(%)	使用量(kg)	使用比率(%)	使用量(kg)	使用比率(%)	使用量(kg)	使用比率(%)		
野菜類等	大根	55,711	60%	36	0%	0	0%	55,747	60%	36,520	40%	0	0%	92,267
	にんじん	40,995	33%	223	0%	0	0%	41,218	34%	81,566	66%	14	0%	122,798
	白菜	31,087	63%	209	0%	0	0%	31,296	63%	18,401	37%	13	0%	49,710
	キャベツ	80,471	52%	209	0%	0	0%	80,680	52%	75,356	48%	0	0%	156,036
	ほうれん草	16,489	61%	82	0%	0	0%	16,571	62%	10,257	38%	18	0%	26,846
	ネギ	8,961	62%	26	0%	0	0%	8,988	62%	5,504	38%	0	0%	14,492
	白ネギ	36,086	100%	0	0%	0	0%	36,086	100%	5	0%	0	0%	36,091
	きゅうり	31,056	72%	11	0%	0	0%	31,067	72%	11,950	28%	0	0%	43,017
	トマト	5,706	69%	19	0%	0	0%	5,724	70%	2,123	26%	380	5%	8,227
	じゃがいも	39,286	46%	0	0%	0	0%	39,286	46%	46,093	54%	74	0%	85,453
	さといも	17,842	94%	134	1%	0	0%	17,976	95%	1,031	5%	0	0%	19,007
	さつまいも	21,091	83%	105	0%	0	0%	21,196	84%	4,063	16%	0	0%	25,259
	たまねぎ	83,367	44%	365	0%	0	0%	83,732	44%	107,162	56%	0	0%	190,894
	かぼちゃ	10,294	80%	49	0%	0	0%	10,343	80%	2,524	20%	39	0%	12,905
	ブロッコリー	20,249	90%	0	0%	0	0%	20,249	90%	2,319	10%	0	0%	22,568
ながいも	7,622	97%	0	0%	0	0%	7,622	97%	245	3%	0	0%	7,867	
たけのこ	13,450	98%	216	2%	0	0%	13,666	100%	0	0%	0	0%	13,666	
小計	519,764	56%	1,683	0%	0	0%	521,448	56%	405,118	44%	537	0%	927,103	
果物	りんご	1,464	42%	29	1%	0	0%	1,493	43%	1,997	57%	0	0%	3,489
	なし	10,100	100%	13	0%	0	0%	10,113	100%	0	0%	0	0%	10,113
	柿	2,517	100%	0	0%	0	0%	2,517	100%	5	0%	0	0%	2,522
	ぶどう	325	100%	0	0%	0	0%	325	100%	0	0%	0	0%	325
	みかん	12	1%	184	9%	0	0%	196	10%	1,847	90%	0	0%	2,043
	メロン	1,882	94%	0	0%	0	0%	1,882	94%	114	6%	0	0%	1,997
	いちご	452	67%	0	0%	0	0%	452	67%	225	33%	0	0%	677
小計	16,753	79%	226	1%	0	0%	16,978	80%	4,188	20%	0	0%	21,166	
魚介類	トビウオ	5,003	100%	15	0%	0	0%	5,018	100%	0	0%	0	0%	5,018
	カレイ	8,823	94%	0	0%	0	0%	8,823	94%	0	0%	530	6%	9,353
	イカ	6,557	81%	29	0%	0	0%	6,586	81%	1,488	18%	28	0%	8,102
	アジ	15,779	99%	186	1%	1	0%	15,966	100%	24	0%	0	0%	15,990
	白ハタ	5,274	100%	0	0%	0	0%	5,274	100%	0	0%	0	0%	5,274
	小計	41,436	95%	230	1%	1	0%	41,668	95%	1,512	3%	558	1%	43,738
豆類	大豆	7,406	90%	134	2%	30	0%	7,569	92%	650	8%	0	0%	8,219
	豆腐	40,247	84%	329	1%	6,390	13%	46,966	98%	1,171	2%	0	0%	48,137
	揚げ豆腐	5,886	72%	32	0%	2,233	27%	8,151	100%	37	0%	0	0%	8,188
	みそ	26,113	98%	341	1%	60	0%	26,514	100%	14	0%	0	0%	26,528
	おから	1,566	77%	44	2%	432	21%	2,041	100%	0	0%	0	0%	2,041
	小計	81,217	87%	880	1%	9,145	10%	91,241	98%	1,872	2%	0	0%	93,113
食肉類	牛肉(含ミンチ)	26,552	93%	0	0%	0	0%	26,552	93%	2,046	7%	0	0%	28,598
	豚肉(含ミンチ)	63,996	89%	62	0%	0	0%	64,059	89%	8,213	11%	0	0%	72,272
	鶏肉(含ミンチ)	67,134	75%	34	0%	0	0%	67,168	75%	22,081	25%	0	0%	89,249
	小計	157,682	83%	96	0%	0	0%	157,778	83%	32,340	17%	0	0%	190,118
キノコ類	えのき	11,568	75%	0	0%	0	0%	11,568	75%	3,938	25%	0	0%	15,507
	しいたけ(生)	1,376	95%	0	0%	0	0%	1,376	95%	76	5%	0	0%	1,452
	干し椎茸	1,342	100%	0	0%	0	0%	1,342	100%	0	0%	0	0%	1,342
	なめこ	2,170	66%	0	0%	0	0%	2,170	66%	1,100	34%	0	0%	3,269
	小計	16,456	76%	0	0%	0	0%	16,456	76%	5,114	24%	0	0%	21,570
その他	鶏卵	14,292	78%	0	0%	0	0%	14,292	78%	4,032	22%	0	0%	18,324
	煮干し	6,196	96%	225	4%	0	0%	6,421	100%	2	0%	0	0%	6,423
	しょうゆ	33,578	86%	809	2%	4,541	12%	38,928	100%	0	0%	0	0%	38,928
小計	54,067	85%	1,034	2%	4,541	7%	59,642	94%	4,034	6%	0	0%	63,676	
合計	887,374	65%	4,150	0%	13,688	1%	905,210	67%	454,178	33%	1,096	0%	1,360,484	

県産品利用計(①+②+③)	使用量(kg)	905,210	使用比率(%)	67%
---------------	---------	---------	---------	-----